

令02原機(峠)090
令和2年10月21日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質加工施設保安規定の変更

I. 変更の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

II. 変更の理由

1. 廃止措置段階への移行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の8第2項に基づき認可の申請を行った廃止措置計画に定める廃止措置を実施するために必要な保安上の措置について変更するため。変更内容は以下のとおり。
 - 1) 廃止措置段階へ移行した規定であることを明確にするとともに、廃止措置段階の保安活動を行う職務内容へ変更する。なお、廃止措置に当たっては、これまでの施設の運転、保守等で得られた知識、経験等を十分に活用できる保安管理体制で行うことを基本とした考えの下で、展開していくこととする。
 - 2) 終了した業務（滞留ウラン回収に関する設備の運転）及び実施予定のない業務（核燃料物質等の分析）に関連する事項を削る。
 - 3) 施設の保安に関する事項を審議する会議体（中央安全審査・品質保証委員会及び安全審査委員会）の審議事項に廃止措置に関する事項を追加する。
 - 4) 廃止措置の管理として、廃止措置の作業（工事）の計画及び実施に関する事項、供用を終了した設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置（系統の隔離、設備の電源隔離等）に関する事項を追加する。
 - 5) 加工設備本体において行う核燃料物質の加工に係る計画の立案及び報告に関する事項を削る。
 - 6) 濃縮・均質工程において濃縮ウランを充てんした製品シリンダの出荷が完了しているため当該シリンダに関連する事項を削る。
 - 7) 解体する設備・機器について、保安管理として必要のない過充てん防止及び熱的制限に関する事項を削るとともに、保安上特に管理を必要とする設備の操作及び機能の確保、臨界管理、漏えい管理、巡視等の対象から除外する。また、解体する設備・機器（恒久的な措置を講じたもの）、解体撤去シドラム缶等に収納したものの等を管理区域内に保管する場合の保安上の措置を明確にする。
 - 8) あらかじめ保安上の措置が講じられ、維持管理を継続する設備・機器の運転を必要としない場合における運用や当該設備・機器の巡視について明確にする。
 - 9) 事業所（センター）外から核燃料物質等及び核燃料物質を充てんする空の容器（シリンダ又は滞留ウラン回収容器）を受け入れないため、関連する事項を削る。

- 10) 汚染のおそれがある管理区域（第1種管理区域）において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として取り扱うための判断方法を追加する。
 - 11) 施設管理において重要度が高い系統に対する定量的な目標に関する事項を削る。また、廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設（以下「性能維持施設」という。）に位置付けて管理していく設備・機器等を明確にするとともに、敷地境界付近のモニタリングを行う設備の重要性に鑑み、当該設備を性能維持施設に位置付けて同設備の管理に係る事項を追加する。
 - 12) 廃止措置を行う者に対して、廃止措置に関する事項を定期的に教育することを保安教育訓練実施方針に追加する。
 - 13) 廃止措置に係る保安に関する記録及び報告として、「廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる加工施設の名称」を記録及び保存に係る項目に追加する。
2. 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第7条に定める記録並びに加工規則第3条の4の3に定める使用前事業者検査の記録及び加工規則第3条の11に定める定期事業者検査の記録に規定された事項を適切に作成し保存していくことを記録及び保存に係る項目において明確にするため。
3. 管理区域において作業者の被ばく管理上特に立入りを制限して管理すべき区域の設定に関する基準値を明確にするため。
4. 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）の一部改正が令和3年4月1日から施行されることに伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更するため。
5. その他、記載の適正化を図るため。

Ⅲ. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、改正後の第11表における眼の水晶体の線量限度の規定については、令和3年4月1日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質加工施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和2年10月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法律」という。）第22条第1項の規定に基づき、法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「法令」という。）に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）核燃料物質加工施設（以下「加工施設」という。）における保安について定め、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第1条の2 （略）</p> <p>(適用及び遵守) 第2条 （略）</p> <p>第3条 （削除）</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法律」という。）第22条第1項の規定に基づき、法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「法令」という。）に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）における<u>廃止措置段階の核燃料物質加工施設</u>（以下「加工施設」という。）に<u>係る保安</u>について定め、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 （変更なし）</p> <p>(適用及び遵守) 第3条 （変更なし）</p> <p><u>（削る）</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 1 廃止措置段階へ移行した規定であることを明確にする。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を削る。）。 |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>(操作及び管理に関する組織)</p> <p>第4条 加工施設の操作及び管理を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構（センターを除く。）において加工施設の管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、加工施設に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、加工施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、加工施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) 人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設の操作及び管理を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長（事務担当）は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 加工施設に係る保安活動を行う者の組織は、第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 機構（センターを除く。）において加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、加工施設に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、加工施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第16条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、加工施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) 人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける加工施設の保安を統理する。</p> <p>2 所長は、加工施設において従業員以外の者に加工施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結等に当たって、この規定を遵守させる措置を講じる。</p> <p>3 センターにおいて加工施設に係る保安活動を行う者の各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、保安を統括する。</p> <p>(2) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(3) 副所長（事務担当）は、総務課長、調達課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(4) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(5) 施設管理課長は、加工施設の運転・保守に係る業務（安全管理課長の所掌する業務を除く。）、加工施設の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務（放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。）、核燃料物質の貯蔵に係る業務、許認可申請に関する全体工程管理に係る業務、他の濃縮施設を設置している加工事業者との技術情報の共有の事務に係る業務及び環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条見出しを変更する。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階の保安活動を行う組織へ変更する。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階の保安活動を行う組織へ変更する。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工施設の運転・保守に係る業務が除かれた職位を削る。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理課長が所掌する施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加するとともに、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務を行うことを明確にする。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>(6) 設備処理課長は、滞留ウランの回収に関する設備の<u>運転・保守</u>に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）を行う。</p> <p>(7) 処理技術開発課長は、<u>核燃料物質等の分析に係る業務</u>（分析設備の<u>保守を含む。</u>）を行う。</p> <p>(8) 計画管理室長は、加工施設の<u>事業計画</u>に係る業務を行う。</p> <p>(9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務及び非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>(12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> | <p>(6) 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備の<u>操作停止</u>に関する恒久的な措置に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）<u>並びに加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務</u>を行う。</p> <p>(7) 処理技術開発課長は、分析設備の<u>操作停止</u>に関する恒久的な措置に係る業務を行う。</p> <p>(8) 計画管理室長は、加工施設の<u>廃止措置</u>に関する計画の調整に係る業務を行う。</p> <p>(9) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務及び非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(10) 調達課長は、センターにおける加工施設に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(11) 安全管理課長は、加工施設及び従業員等に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備（<u>エリア用HFモニタを除く。</u>）の運転・保守を含む。）、<u>エリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置</u>に係る業務、加工施設の保安に関する品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>(12) 核燃料取扱主任者補佐チームは、核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>4 前項第2号から第4号までの職位の副所長及び環境保全技術開発部長を総称して、以下「統括者」という。</p> | <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、設備処理課長が行っていた滞留ウラン回収に関する設備の運転・保守に係る業務を削り、同設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務、加工施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去に係る業務を追加する。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、処理技術開発課長が行っていた核燃料物質等の分析に係る業務を削り、分析設備の操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加する。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、計画管理室長の職務を廃止措置に関する計画の調整に係る業務へ変更する。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、安全管理課長が所掌するエリア用HFモニタの操作停止に関する恒久的な措置に係る業務を追加する</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る。）。</p> |
| <p>第6条 （略）</p> | <p>第6条 （変更なし）</p> | |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p>(4) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(5) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(6) <u>第27条に定める加工計画等</u>、その他保安上重要な計画等の作成及び改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(7) 保安教育訓練の年間計画の作成、<u>改訂に当たり</u>、その内容について審査する。</p> <p>(8) 人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書(以下「品質マネジメント計画書」という。)、加工施設の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9) 加工施設の保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(10) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(11) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</p> <p>(12) その他加工施設の保安の監督のための職務を行う。</p> <p>第9条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第2節 核燃料取扱主任者</p> <p>第7条 (変更なし)</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主任者は、加工施設の核燃料物質等の取扱いに関して、保安のため次の各号に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又はセンター担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、各職位に対して指示・勧告又は助言する。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、加工施設で業務を行う者に対して指示する。</p> <p>(4) 法令に基づく申請・報告を審査する。</p> <p>(5) この規定に係る記録の確認を行う。</p> <p>(6) <u>廃止措置の実施計画、貯蔵計画等</u>、その他保安上重要な計画等の作成及び改訂に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(7) 保安教育訓練の年間計画の作成<u>及び改訂に当たり</u>、その内容について審査する。</p> <p>(8) 人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書(以下「品質マネジメント計画書」という。)、加工施設の保安に係る規則及び要領書の制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(9) 加工施設の保安に係るセンター共通安全作業基準、各種作業マニュアルの制定・改廃に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(10) この規定の改定に当たり、その内容について審査する。</p> <p>(11) 安全審査委員会における審議結果について審査する。</p> <p>(12) その他加工施設の保安の監督のための職務を行う。</p> <p>第9条 (変更なし)</p> | <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置の実施計画を審査対象に追加する。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る。)</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る文書を定める。</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可に関する事項</p> <p>(2) 加工規則第9条の16に定める事象が発生した場合の措置に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメント活動の基本事項</p> <p>(4) その他理事長の諮問する事項</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第11条 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可、設計及び工事の計画の認可</p> <p>(2) この規定の改定</p> <p>(3) 品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</p> <p>(4) <u>第27条に定める加工計画等</u></p> <p>(5) 保安教育訓練の年間計画</p> <p>(6) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p> | <p style="text-align: center;">第3節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る文書を定める。</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、加工施設の保安に関する次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可に関する事項</p> <p>(2) <u>廃止措置計画の変更の認可に関する重要事項</u></p> <p>(3) 加工規則第9条の16に定める事象が発生した場合の措置に関する事項</p> <p>(4) 品質マネジメント活動の基本事項</p> <p>(5) その他理事長の諮問する事項</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>6 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>(安全審査委員会)</p> <p>第11条 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、加工施設の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 加工事業変更許可、<u>廃止措置計画の変更の認可</u>、設計及び工事の計画の認可</p> <p>(2) この規定の改定</p> <p>(3) 品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃</p> <p>(4) <u>廃止措置の実施計画</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画</u></p> <p>(6) 保安教育訓練の年間計画</p> <p>(7) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p> | <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置計画の変更の認可に関する重要事項を審議対象に追加する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（号番号を繰り返り下げるとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置計画の変更の認可に関する事項及び廃止措置の実施計画に関する事項を審議対象に追加する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（号番号を繰り返り下げるとともに、表記の見直しを図る。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>(業務品質保証推進委員会) 第11条の2 (略)</p> <p>(独立検査委員会) 第12条 (略)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等) 第12条の2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>(従業員等以外の者に対する保安措置) 第13条 統括者は、各々の職務において従業員等以外の放射線業務従事者に対し、この規定の各条項のうち次の各号に掲げる事項に準じた保安措置を講じる。</p> <p>(1) 第7章に定める放射線管理 (2) 第11章に定める保安教育訓練 (3) 第29条に定める操作上の一般事項 (4) 第36条に定める異常時の措置 (5) 第78条に定める非常事態の通報</p> | <p>(業務品質保証推進委員会) 第12条 (変更なし)</p> <p>(独立検査委員会) 第13条 (変更なし)</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等) 第14条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第4節 従業員等以外の者に対する保安措置</p> <p>(従業員等以外の者に対する保安措置) 第15条 統括者は、各々の職務において従業員等以外の放射線業務従事者に対し、この規定の各条項のうち次の各号に掲げる事項に準じた保安措置を講じる。</p> <p>(1) 第8章に定める放射線管理 (2) 第13章に定める保安教育訓練 (3) 第24条に定める操作上の一般事項 (4) 第31条に定める異常時の措置 (5) 第84条に定める非常事態の通報</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号及び章番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第14条 加工施設に関する保安活動を適切に実施するため、加工事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 適用範囲 (略)</p> <p>3. 定義 (略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (略)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (略)</p> <p>4.2.3 文書管理 (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (略)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (略)</p> <p>5.3 品質方針 (略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標 (略)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (略)</p> <p>5.5.3 管理者 (略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 (略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (略)</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (略)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第16条 加工施設に関する保安活動を適切に実施するため、加工事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 (変更なし)</p> <p>2. 適用範囲 (変更なし)</p> <p>3. 定義 (変更なし)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 (変更なし)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (変更なし)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (変更なし)</p> <p>4.2.3 文書管理 (変更なし)</p> <p>4.2.4 記録の管理 (変更なし)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (変更なし)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (変更なし)</p> <p>5.3 品質方針 (変更なし)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標 (変更なし)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (変更なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (変更なし)</p> <p>5.5.3 管理者 (変更なし)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (変更なし)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 (変更なし)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (変更なし)</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (変更なし)</p> | <p>変更の理由 5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。)</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保 (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般 (略)</p> <p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 (略)</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (略)</p> <p>6.4 作業環境 (略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は, 加工施設ごとに<u>運転管理</u>, 施設管理, 核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を第4図のとおり策定する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化 (略)</p> <p>7.2.2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー (略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション (略)</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (略)</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (略)</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (略)</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (略)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (略)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (略)</p> <p>7.4 調達 (略)</p> <p>7.4.1 調達プロセス (略)</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (略)</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証 (略)</p> <p>7.5 業務の実施 (略)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長, 統括者及び課室長は, 加工施設の<u>運転管理</u>, 施設管理, 核燃料物質の管理等の保安活動について, 個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には, 次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (略)</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (略)</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 (略)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 (略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (略)</p> | <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保 (変更なし)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般 (変更なし)</p> <p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 (変更なし)</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (変更なし)</p> <p>6.4 作業環境 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は, 加工施設の<u>廃止措置管理</u>, 施設管理, 核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を第4図のとおり策定する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化 (変更なし)</p> <p>7.2.2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー (変更なし)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション (変更なし)</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (変更なし)</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (変更なし)</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (変更なし)</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (変更なし)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (変更なし)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (変更なし)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (変更なし)</p> <p>7.4 調達 (変更なし)</p> <p>7.4.1 調達プロセス (変更なし)</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (変更なし)</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証 (変更なし)</p> <p>7.5 業務の実施 (変更なし)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長, 統括者及び課室長は, 加工施設の<u>廃止措置管理</u>, 施設管理, 核燃料物質の管理等の保安活動について, 個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には, 次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (変更なし)</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (変更なし)</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 (変更なし)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 (変更なし)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る(表記の見直しを図る。)</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い, 廃止措置の管理を明確にする。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|-------------------------------------|
| <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (略) 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (略) 8.2.2 内部監査 (略) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 (略) 8.2.4 検査及び試験 (略) 8.3 不適合管理 (略) 8.4 データの分析及び評価 (略) 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 (略) 8.5.2 是正処置等 (略) 8.5.3 未然防止処置 (略)</p> | <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (変更なし) 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (変更なし) 8.2.2 内部監査 (変更なし) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 (変更なし) 8.2.4 検査及び試験 (変更なし) 8.3 不適合管理 (変更なし) 8.4 データの分析及び評価 (変更なし) 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 (変更なし) 8.5.2 是正処置等 (変更なし) 8.5.3 未然防止処置 (変更なし)</p> | |
| <p><u>第15条 (削除)</u></p> | <p><u>(削る)</u></p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条を削る。)</p> |
| <p><u>第16条 (削除)</u></p> | <p><u>(削る)</u></p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条を削る。)</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|------------------|---|--|
| <p>第17条 (削除)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 廃止措置の管理</p> <p>(<u>廃止措置の実実施計画</u>) 第17条 設備処理課長は、認可を受けた廃止措置計画に基づき、加工施設の解体工事、核燃料物質による汚染の除去、解体撤去範囲の設備・機器や床面等に係る汚染状況の調査等に関し各工程等を示した実施計画を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。 2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。 3 設備処理課長は、第1項の承認を得た廃止措置の実実施計画を関係課室長に通知する。 4 廃止措置の実実施計画を変更する場合は、前三項の規定を準用する。</p> | <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、設備・機器の解体工事、汚染の除去、汚染状況の調査等に係る廃止措置の実実施計画に関する事項を追加する。</p> |
| <p>第18条 (削除)</p> | <p>(<u>供用を終了した設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置</u>) 第18条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、各々の職務において供用を終了した設備・機器の機能を停止させ、システムの隔離、設備の電源隔離等により当該設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置を講じる。 2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の措置を講じた設備・機器のうち、核燃料物質によって汚染された物について、第35条に基づいて汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> | <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、供用を終了した設備・機器の操作停止に関する恒久的な措置に関する事項を追加する。</p> |
| <p>第19条 (削除)</p> | <p>(<u>廃止措置に関する工事等の実施</u>) 第19条 設備処理課長は、廃止措置の実実施計画に定めた工事等のうち、管理区域内での工事等について、第59条に定める特殊放射線作業計画書により、放射線防護上の措置等を講じた上で作業を行う。</p> | <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、設備・機器の解体工事等に関する作業の放射線防護上の措置等に関する事項を追加する。</p> |
| <p>第20条 (削除)</p> | <p>(<u>廃止措置に関する工事等の終了報告</u>) 第20条 設備処理課長は、第17条に基づき作成した廃止措置の実実施計画で定めた工事等が終了した場合、終了した工事等ごとに当該工事等の方法、時期及び対象となる設備・機器の名称について、環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、関係課室長に通知する。</p> | <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、設備・機器の解体工事等の実施記録とその報告に関する事項を追加する。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|------------------|-------------|-------------------------------|
| <u>第21条 (削除)</u> | <u>(削る)</u> | ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条を削る。）。 |
| <u>第22条 (削除)</u> | <u>(削る)</u> | ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条を削る。）。 |
| <u>第23条 (削除)</u> | <u>(削る)</u> | ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条を削る。）。 |
| <u>第24条 (削除)</u> | <u>(削る)</u> | ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条を削る。）。 |
| <u>第25条 (削除)</u> | <u>(削る)</u> | ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条を削る。）。 |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作 第1節 通則</p> <p>(要員の確保)</p> <p><u>第26条</u> 統括者は、各々の職務において加工施設の操作に係る知識を有する者を確保する。</p> <p>2 前項の統括者は、加工施設の操作に際し、構成人員をそろえる。</p> <p>(加工計画等)</p> <p><u>第27条</u> 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした核燃料物質の貯蔵計画を立案する。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量</p> <p>(2) 核燃料物質の貯蔵の方法、及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合はその条件</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>2 施設管理課長及び設備処理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした加工計画を立案する。</p> <p>(1) 加工場所</p> <p>(2) 核燃料物質の種類及び加工数量</p> <p>(3) 同位体組成</p> <p>(4) 化学的組成</p> <p>(5) 物理的形状</p> <p>(6) 加工方法、及び通常の加工条件と異なる加工を計画する場合はその加工条件等</p> <p>(7) 安全評価及び安全対策</p> <p>3 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物の保管計画を立案する。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 放射性廃棄物の保管の方法</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>4 施設管理課長及び設備処理課長は、前三項の核燃料物質の貯蔵計画、加工計画及び放射性廃棄物の保管計画（以下「加工計画等」という。）について、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>5 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>6 加工計画等の内容を変更する場合は、<u>第1項から第5項</u>の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りではない。</p> | <p style="text-align: center;">第5章 加工施設の操作 第1節 通則</p> <p>(要員の確保)</p> <p><u>第21条</u> 統括者は、各々の職務において<u>廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作</u>に係る知識を有する者を確保する。</p> <p>2 統括者は、<u>廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作</u>に際し、構成人員をそろえる。</p> <p>(貯蔵計画等)</p> <p><u>第22条</u> 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした核燃料物質の貯蔵計画を立案する。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び貯蔵数量</p> <p>(2) 核燃料物質の貯蔵の方法、及び通常の貯蔵と異なる貯蔵を計画する場合はその条件</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>(削る)</p> <p>2 施設管理課長は、年度ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物の保管計画を立案する。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>(2) 放射性廃棄物の保管の方法</p> <p>(3) 安全評価及び安全対策</p> <p>3 施設管理課長は、<u>前二項</u>の核燃料物質の貯蔵計画及び放射性廃棄物の保管計画（以下「貯蔵計画等」という。）について、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>5 <u>貯蔵計画等</u>の内容を変更する場合は、<u>前各項</u>の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りではない。</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、運転段階の加工施設の操作とは異なることを明確にする。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条見出し及び条番号を変更するとともに、項番号を繰り下げる、また、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工計画の立案に関する事項を削る。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>(加工計画等の報告)</p> <p>第28条 施設管理課長は、加工計画等に基づく核燃料物質等の加工等を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 設備処理課長は、加工計画に基づく核燃料物質の加工を終了した場合は、前条に定める計画に対する報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>3 所長は、前二項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第29条 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、各々の職務において加工施設の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の操作)</p> <p>第30条 保安上特に管理を必要とする設備を第1表に定める。</p> <p>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第1表に定める設備の操作について、次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(1) 操作責任者、操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻</p> <p>(2) 設備・機器の操作開始時刻、操作停止時刻及びそのときの状態</p> | <p>(貯蔵計画等の報告)</p> <p>第23条 施設管理課長は、貯蔵計画等に基づく核燃料物質の貯蔵及び放射性廃棄物の保管を終了した場合は、前条に定める計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>(削る)</p> <p>2 所長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第24条 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、各々の職務において廃止措置期間中の加工施設の維持管理に必要な設備の操作に当たっては、加工施設の状態、計器、表示装置等の監視を、適切かつ確実に行う。</p> <p>2 通常と異なる変化を観察した者は、速やかに当該課長に報告する。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該課長は、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討する。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の操作)</p> <p>第25条 廃止措置期間中の保安上特に管理を必要とする設備を第1表に定める。</p> <p>2 施設管理課長及び安全管理課長は、第1表に定める設備の操作について、次の各号に掲げる事項を確認する。その結果を当該統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(1) 操作責任者、操作員の氏名及びこれらの者の交代時刻</p> <p>(2) 設備・機器の操作開始時刻、操作停止時刻及びそのときの状態</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条見出し及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、加工計画に対する報告に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、運転段階の加工施設の操作とは異なることを明確にする。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置期間中の保安上特に管理を必要とする設備を明確にするとともに、終了した業務（滞留ウラン回収に関する設備の運転）を担当していた設備処理課長を削る。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p><u>第30条の2</u> 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備について、これらの機能を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画等に基づく保全活動により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合は、速やかに正常に機能するよう回復させる。</p> | <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p><u>第26条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、第1表に定める<u>廃止措置期間中</u>の保安上特に管理を必要とする設備について、これらの機能を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画等に基づく保全活動により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合は、速やかに正常に機能するよう回復させる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置期間中の保安上特に管理を必要とする設備を明確にするとともに、終了した業務（滞留ウラン回収に関する設備の運転）を担当していた設備処理課長を削る。 |
| <p style="text-align: center;">第2節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界管理)</p> <p><u>第31条</u> 施設管理課長及び設備処理課長は、第2表に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p><u>第32条</u> 施設管理課長は、液化後のシリンダ槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタの漏えい拡大防止インタロックに係る設定を確認するとともに、工程用モニタにより核燃料物質の漏えいがないことを確認する。</p> <p><u>2</u> 施設管理課長は、均質設備において製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ及びハンドリング用シリンダの取付け、取り外し後に核燃料物質の漏えいがないことを確認する。</p> <p><u>3</u> 施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が99.9%以上であることを確認する。</p> <p><u>4</u> 施設管理課長は、DOP-1 UF₆処理設備の系内圧力が、大気圧以下であることを確認する。</p> <p><u>5</u> 施設管理課長は、前四項の結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p><u>6</u> 施設管理課長は、第1項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p><u>7</u> 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において滞留ウラン回収容器の取付け、取り外し後に核燃料物質の漏えいがないことを確認するとともに、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> | <p style="text-align: center;">第2節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界管理)</p> <p><u>第27条</u> 施設管理課長は、第2表に定める設備・機器が、核的制限値を満足していることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、作業場所又は設備、機器に核的制限値を表示する。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p><u>第28条</u> <u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>施設管理課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、捕集効率が99.9%以上であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、終了した業務（滞留ウラン回収に関する設備の運転）を担当していた設備処理課長を削る。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、漏えい管理を必要としない事項を削る。 |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>(過充てん防止)</p> <p>第33条 施設管理課長は、均質設備においてウランを製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ及びハンドリング用シリンダに充てんする場合は、あらかじめ過充てんのインタロックに係る設定を確認するとともに、充てんした量が第3表に定める最大充てん量以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備においてウランを滞留ウラン回収容器に充てんした場合は、その量が第3表に定める最大充てん量以下であることを確認するとともに、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(熱的制限)</p> <p>第34条 施設管理課長は、均質設備において核燃料物質を充てんした製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ、コールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、あらかじめ加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が第4表に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> <p>3 設備処理課長は、滞留ウラン除去設備において核燃料物質を充てんしたコールドトラップ及び配管等を加熱する場合は、加熱のインタロックに係る設定を確認するとともに、加熱した温度が第4表に定める最高加熱温度以下であることを確認する。その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 設備処理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> | <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> | <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、過充てん防止に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、熱的制限に関する事項を削る。</p> |
| <p>(吊上げ高さ制限)</p> <p>第35条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第5表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> | <p>(吊上げ高さ制限)</p> <p>第29条 施設管理課長は、核燃料物質が充てんされている原料シリンダ、廃品シリンダ、ハンドリング用シリンダ及び滞留ウラン回収容器を吊り上げる場合は、あらかじめ吊上げ高さのインタロックに係る設定を確認するとともに、吊上げ高さが第4表に定める吊上げ高さ制限値以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 施設管理課長は、前項のインタロックに係る設定の変更について、環境保全技術開発部長の承認及び核燃料取扱主任者の審査を受け、同意を得る。</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、出荷が完了している製品シリンダを削る。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>(給排気設備の管理)</p> <p><u>第35条の2</u> 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、点検、補修作業等により給排気設備を停止する場合、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保</p> <p>3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p><u>第36条</u> 加工施設において異常を発見した者は、直ちに応急措置を講じるとともに、異常の状況等について担当課室長に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた課室長は、異常の状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、当該課室長を統括する統括者に報告し、その指示に従う。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、必要に応じて関係課室長に通報する（ただし、所長への報告は、保安に及ぼす影響がごく軽微なものは除く。）。</p> <p>4 第1項の通報を受けた課室長は、その状況が<u>第76条</u>に定める非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに連絡責任者及び当該統括者に通報する。</p> | <p>(給排気設備の管理)</p> <p><u>第30条</u> 施設管理課長は、第1種管理区域の負圧を維持するため、給排気設備を正常に管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、<u>点検時、補修作業時、停電作業時、夜間・休日等</u>に給排気設備を停止することができる。給排気設備を停止する場合は、次の各号に掲げる事項が講じられていることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の取扱いの停止 (2) ウランを内包する機器及び配管の密閉 (3) 閉じ込め機能の確保</p> <p>3 施設管理課長は、前項に基づき給排気設備を停止した場合、第1種管理区域の出入口に標示するとともに、出入りに関し必要な措置を講じる。</p> <p>4 施設管理課長は、給排気設備の運転を再開した後、異常がないことを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p><u>第31条</u> 加工施設において異常を発見した者は、直ちに応急措置を講じるとともに、異常の状況等について担当課室長に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた課室長は、異常の状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、当該課室長を統括する統括者に報告し、その指示に従う。</p> <p>3 前項の報告を受けた当該統括者は、核燃料取扱主任者及び所長に報告するとともに、必要に応じて関係課室長に通報する（ただし、所長への報告は、保安に及ぼす影響がごく軽微なものは除く。）。</p> <p>4 第1項の通報を受けた課室長は、その状況が<u>第82条</u>に定める非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに連絡責任者及び当該統括者に通報する。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、加工設備本体の運転を行わないため、保安上の措置が講じた上で、停電作業や夜間・休日に給排気設備を停止できることを追加する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質等の管理</p> <p>(センター外からの搬入)</p> <p><u>第37条</u> 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務においてセンター外から管理区域内へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の搬入計画を作成した課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の搬入計画を作成した課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p><u>第38条</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等（分析試料を除く。）を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等（分析試料を除く。）の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 安全管理課長は、分析試料を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、運搬前に加工規則第7条の6に規定されている措置及び第3項に定める事項を確認した上で運搬する。</p> | <p style="text-align: center;">第6章 核燃料物質等の管理</p> <p>(削る)</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p><u>第32条</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等（分析試料を除く。）を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等（分析試料を除く。）を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等（分析試料を除く。）の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 安全管理課長は、分析試料を管理区域から搬出して周辺監視区域内で運搬する場合は、運搬前に加工規則第7条の6に規定されている措置及び第3項に定める事項を確認した上で運搬する。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、他施設から核燃料物質等を受け入れないため、センター外からの搬入に関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p>(施設敷地内の運搬)</p> <p><u>第39条</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域から搬出してウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬を行う課長は、ウラン濃縮原型プラント敷地内において核燃料物質等を運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等をウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第6表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における運搬)</p> <p><u>第39条の2</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域内で運搬する場合は、臨界に達しない措置その他保安のために必要な措置を講じる。ただし、第1種管理区域から第2種管理区域へ運搬する場合は、これらの措置に加えて表面密度が<u>第6表</u>に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(管理区域内における保管)</p> <p><u>第40条</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、<u>再使用品</u>については、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、分析試料については、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>3 前二項の核燃料物質によって汚染された物を保管する課長は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置 | <p>(施設敷地内の運搬)</p> <p><u>第33条</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域から搬出してウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の運搬を行う課長は、ウラン濃縮原型プラント敷地内において核燃料物質等を運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等をウラン濃縮原型プラント敷地内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が<u>第5表</u>に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における運搬)</p> <p><u>第34条</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域内で運搬する場合は、臨界に達しない措置その他保安のために必要な措置を講じる。ただし、第1種管理区域から第2種管理区域へ運搬する場合は、これらの措置に加えて表面密度が<u>第5表</u>に定める基準値を超えていないことについて、安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(管理区域内における保管)</p> <p><u>第35条</u> 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、<u>次の各号に掲げる物品は、</u>あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再使用品 (2) 供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類 (3) 解体撤去しドラム缶等に収納した機器類 (4) 放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして扱う計画がある解体物 <p>2 安全管理課長は、管理区域内で核燃料物質によって汚染された物のうち、分析試料及び供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類については、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>3 前二項の核燃料物質によって汚染された物を保管する課長は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置 | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体した設備・機器の保管に関する事項を追加する。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|--|
| <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p><u>第41条</u> 理事長は、核燃料物質の安全な取扱いに関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 所長は、前項の管理基準に基づき、センターにおける核燃料物質を安全に取り扱うために、核燃料物質の管理に関する要領書を定める。</p> <p>3 施設管理課長、<u>設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、前項で定めた要領書に基づいて核燃料物質を取り扱う。</p> <p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p><u>第41条の2</u> 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理を必要とする核燃料物質については、第2表に基づいて臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>(2) 第3表に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(3) <u>第7表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(4) <u>第7表</u>に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(5) <u>回収ウランが第8表に示す回収ウラン受入れ仕様を満足することを確認する。</u></p> <p>(6) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p> <p>(空シリンダ等の管理)</p> <p><u>第42条</u> 施設管理課長は、センター外から空シリンダ又は充てんされていない滞留ウラン回収容器を受け入れる場合は、当該シリンダ又は当該容器が第3表に示す容器であることを確認の上、空シリンダについては第1貯蔵庫、第2貯蔵庫及び第3貯蔵庫に、充てんされていない滞留ウラン回収容器については第1貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を前項に示す空シリンダに充てんするに先立って、<u>当該シリンダの健全性を確認する。</u></p> <p>3 設備処理課長は、核燃料物質を第1項に示す滞留ウラン回収容器に充てんするに先立って、<u>当該容器の健全性を確認する。</u></p> | <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p><u>第36条</u> 理事長は、核燃料物質の安全な取扱いに関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 所長は、前項の管理基準に基づき、センターにおける核燃料物質を安全に取り扱うために、核燃料物質の管理に関する要領書を定める。</p> <p>3 施設管理課長は、前項で定めた要領書に基づいて核燃料物質を取り扱う。</p> <p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p><u>第37条</u> 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理を必要とする核燃料物質については、第2表に基づいて臨界に達しない措置を講じる。</p> <p>(2) 第3表に示す容器に封入されていることを確認するとともに、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(3) <u>第6表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(4) <u>第6表</u>に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(5) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p> <p>(削る)</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、核燃料物質の取扱い作業を終了する設備処理課長及び処理技術開発課長を削る。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更するとともに、号番号を繰り上げる。）。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、回収ウランの受入れ作業がないため、当該事項を貯蔵上の遵守事項から削る。</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、核燃料物質を充てんする容器を受け入れることがないため、空シリンダ等の管理に関する事項を削る。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p>(センター外への運搬)</p> <p>第43条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、各々の職務において核燃料物質等を管理区域から搬出してセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）に規定されている措置を講じるための搬出計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 前項の搬出計画を作成した課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の搬出計画を作成した課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 第1項の搬出計画を作成した課長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p> | <p>(センター外への運搬)</p> <p>第38条 施設管理課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出してセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）に規定されている措置を講じるための搬出計画を作成し、所長の承認、環境保全技術開発部長の許可及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、核燃料物質をセンター外へ運搬する職位を施設管理課長に一本化する。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理 (測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第44条 環境保全技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第9表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、前二項の管理のため第9表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理 (測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第46条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第10表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、前二項の管理のため第10表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>6 環境保全技術開発部長は、<u>滞留ウラン回収及び分離作業後の五フッ化ヨウ素</u>を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>7 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> | <p style="text-align: center;">第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理 (測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第39条 環境保全技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、排気口から放出する放射性気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度の3月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、さらに排気口からの排気中の放射性物質の濃度が、第7表に掲げる放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、排気中の放射性物質の濃度について排気用モニタにより監視するとともに、前二項の管理のため第7表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第40条 (変更なし)</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理 (測定器等の使用方法を含む。))</p> <p>第41条 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度の3月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、さらに管理廃水処理設備からの排水中の放射性物質の濃度及び年間の総排水量が、第8表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、前二項の管理のため第8表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を保管する場合は、専用の容器に封入し、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>6 環境保全技術開発部長は、<u>五フッ化ヨウ素</u>を保管する場合は、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じられていることを確認し、排気機械室(2)内の放射性液体廃棄物保管エリアに保管する。</p> <p>7 施設管理課長は、放射性液体廃棄物保管エリアの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示するとともに、放射性液体廃棄物の保管状況が適切であることを定期的に確認する。</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る (章番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る (条番号及び表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る (条番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る (条番号及び表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、終了した業務 (滞留ウラン回収に関する業務) を削る。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第47条 (略)</p> <p>(放射性廃棄物の運搬) 第48条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第6表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> | <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第42条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の運搬) 第43条 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ加工規則第7条の6に規定されている措置を講じるための運搬計画を作成し、所長の承認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>2 施設管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、運搬前に前項の措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第5表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、前二項に定めるいずれかの確認により異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の確認の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第48条の2 環境保全技術開発部長は、第2種管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じられていること。</p> | <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第44条 環境保全技術開発部長は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 第2種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 第1種管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第2種管理区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p>(5) 前各号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じられていること。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更するとともに、号番号を繰り下げる。また、表記の見直しを図る。)</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、汚染のおそれがある区域(第1種管理区域)において設置された資材等又は使用された物品についても放射性廃棄物でない廃棄物としての判断を可能とし、放射性廃棄物の低減化を図る。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">第7章 放射線管理 第1節 区域管理</p> <p>(管理区域) <u>第49条</u> (略)</p> <p>(一時管理区域) <u>第50条</u> (略)</p> <p>(管理区域の区分) <u>第51条</u> 環境保全技術開発部長は、<u>第49条</u>に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第5図(1)及び(2)のとおり区分する。 (1) 第2種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域 (2) 第1種管理区域：第2種管理区域以外の管理区域 2 所長は、前項の管理区域を解除する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 (1) 核燃料物質等の使用を禁止する。 (2) 除染等の適切な措置を講じ、線量等が法令に定める値を超えないことを確認する。 3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、第1種管理区域にすることができる。</p> <p>(立入制限区域) <u>第52条</u> 環境保全技術開発部長は、管理区域のうち被ばく管理上特に立入りを制限する必要のある区域が生じた場合は、その区域を立入制限区域として設定し、縄張り等で区画するとともに管理区域に立ち入る者に周知する。 2 環境保全技術開発部長は、前項の立入制限区域を設定及び解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。 3 環境保全技術開発部長は、第1項の立入制限区域を元の状態に復帰させる措置を講じる。 4 環境保全技術開発部長は、立入制限区域を設定及び解除した場合は、所長に報告する。</p> | <p style="text-align: center;">第8章 放射線管理 第1節 区域管理</p> <p>(管理区域) <u>第45条</u> (変更なし)</p> <p>(一時管理区域) <u>第46条</u> (変更なし)</p> <p>(管理区域の区分) <u>第47条</u> 環境保全技術開発部長は、<u>第45条</u>に定める管理区域を次の各号に掲げる事項に基づき第5図(1)及び(2)のとおり区分する。 (1) 第2種管理区域：管理区域の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域の設定に係る値を超えないことが明らかな区域 (2) 第1種管理区域：第2種管理区域以外の管理区域 2 所長は、前項の管理区域を解除する場合は、次の各号に掲げる措置を講じ、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主任者の同意を得る。 (1) 核燃料物質等の使用を禁止する。 (2) 除染等の適切な措置を講じ、線量等が法令に定める値を超えないことを確認する。 3 所長は、第1項第1号の第2種管理区域について作業実施にともない放射性物質の除去機能を持つ装置を設ける等、第1種管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、安全管理課長の確認、核燃料取扱主任者の同意を得て、第1種管理区域にすることができる。</p> <p>(立入制限区域) <u>第48条</u> 環境保全技術開発部長は、管理区域のうち、<u>第9表</u>に定める区域が生じた場合は、その区域を立入制限区域として設定し、縄張り等で区画するとともに管理区域に立ち入る者に周知する。 2 環境保全技術開発部長は、前項の立入制限区域を設定及び解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び安全管理課長と協議する。 3 環境保全技術開発部長は、第1項の立入制限区域を元の状態に復帰させる措置を講じる。 4 環境保全技術開発部長は、立入制限区域を設定及び解除した場合は、所長に報告する。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(章番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。)</p> <p>・変更の理由3 管理区域において作業者の立入りを制限して管理すべき区域の設定に関する基準値を明確にする。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>(保全区域) 第52条の2 (略)</p> <p>(周辺監視区域) 第53条 (略)</p> <p>(管理区域の出入管理) 第54条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 第58条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 (2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。 (3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。 (4) 所定の線量の測定器を着用させる。 (5) 第57条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち合わせるとともに立入場所、時間等を記録する。</p> <p>(第1種管理区域出入者の管理) 第55条 環境保全技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。 (2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第11表に定める基準値を超えていないことを確認する。 (3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。 (4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止) 第56条 (略)</p> | <p>(保全区域) 第49条 (変更なし)</p> <p>(周辺監視区域) 第50条 (変更なし)</p> <p>(管理区域の出入管理) 第51条 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入りに関し、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 第55条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 (2) 管理区域の出入りに際しては、所定の出入口を使用させる。 (3) 前号以外の出入口は、施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措置を講じる。 (4) 所定の線量の測定器を着用させる。 (5) 第54条に定める一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、同条に定める放射線業務従事者を立ち合わせるとともに立入場所、時間等を記録する。</p> <p>(第1種管理区域出入者の管理) 第52条 環境保全技術開発部長は、第1種管理区域に出入りする者に、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 第1種管理区域に立ち入る者に対し、あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。 (2) 第1種管理区域から退出する者に対し、その者の身体及び身体に着用している物の表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。 (3) 前号において、異常を発見した場合は、直ちに安全管理課長に通報し、その指示に従う。 (4) 安全管理課長の指示で除染を行った場合は、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止) 第53条 (変更なし)</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人の区分) <u>第57条</u> 管理区域に立ち入る者を放射線管理上次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者：核燃料物質の加工，加工施設の保全，核燃料物質等の運搬，保管等の業務に従事する者であって，管理区域に立ち入る者をいう。 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって，管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p> <p>(放射線業務従事者の指定及び解除等) <u>第58条</u> (略)</p> <p>(線量限度) <u>第59条</u> 放射線業務従事者の線量限度は，<u>第12表</u>に定める値とする。</p> <p>(線量の評価等(測定器等の使用方法を含む。)) <u>第60条</u> 放射線業務従事者に係る線量の原因調査値及び管理目標値は，<u>第13表</u>に定める値とする。 2 安全管理課長は，放射線業務従事者に係る線量を，<u>第14表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し，その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 統括者は，放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には，そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。 4 前項の依頼を受けた安全管理課長は，当該放射線業務従事者の線量を評価し，その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通知する。 5 前項の通知を受けた当該統括者は，線量の評価結果が，原因調査値を超えた場合は，安全管理課長と協議し，原因を調査するとともに，必要に応じ適切な処置をとる。 6 第4項の通知を受けた当該統括者は，線量の評価結果が，管理目標値を超えた場合は，核燃料取扱主任者及び所長に報告し，安全管理課長と協議し，原因を調査するとともに，放射線作業の制限等，被ばく低減のための放射線管理上必要な措置をとる。 7 安全管理課長は，線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従事者に通知する。</p> | <p style="text-align: center;">第2節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人の区分) <u>第54条</u> 管理区域に立ち入る者を放射線管理上次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者：<u>加工施設の廃止措置</u>，核燃料物質の貯蔵，加工施設の保全，核燃料物質等の運搬，保管等の業務に従事する者であって，管理区域に立ち入る者をいう。 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって，管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p> <p>(放射線業務従事者の指定及び解除等) <u>第55条</u> (変更なし)</p> <p>(線量限度) <u>第56条</u> 放射線業務従事者の線量限度は，<u>第11表</u>に定める値とする。</p> <p>(線量の評価等(測定器等の使用方法を含む。)) <u>第57条</u> 放射線業務従事者に係る線量の原因調査値及び管理目標値は，<u>第12表</u>に定める値とする。 2 安全管理課長は，放射線業務従事者に係る線量を，<u>第13表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し，その結果を統括者及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 統括者は，放射線業務従事者に係る線量が原因調査値を超えるおそれのある場合には，そのつど当該放射線業務従事者の線量の評価を安全管理課長に依頼する。 4 前項の依頼を受けた安全管理課長は，当該放射線業務従事者の線量を評価し，その結果を当該放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者に通知する。 5 前項の通知を受けた当該統括者は，線量の評価結果が，原因調査値を超えた場合は，安全管理課長と協議し，原因を調査するとともに，必要に応じ適切な処置をとる。 6 第4項の通知を受けた当該統括者は，線量の評価結果が，管理目標値を超えた場合は，核燃料取扱主任者及び所長に報告し，安全管理課長と協議し，原因を調査するとともに，放射線作業の制限等，被ばく低減のための放射線管理上必要な措置をとる。 7 安全管理課長は，線量の評価結果を所属長を経由して従業員の放射線業務従事者に通知する。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更するとともに，表記の見直しを図る。))。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い，放射線業務従事者が管理区域に立ち入る目的に加工施設の廃止措置を追加する。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。))。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する。))。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する。))。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>(放射線作業) 第61条 (略)</p> <p>(特殊放射線作業) 第62条 各課室長は、各々の職務において前条の管理区域内作業に当たり、<u>第15表</u>の管理基準値の一を超え、又は超えるおそれのある作業、非定常に行う作業等安全を確保する上で特に必要と認めた作業（以下「特殊放射線作業」という。）を行う場合は、あらかじめ作業方法、実効線量推定値及び放射線防護上の措置等について、特殊放射線作業計画書を作成し、安全管理課長の同意を得て、当該課室長を統括する統括者の承認を得る。</p> <p>2 安全管理課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置について当該課室長に勧告することができる。</p> <p>3 前項の勧告を受けた当該課室長は、その勧告を尊重する。</p> <p>4 第1項の承認を行う当該統括者は、特殊放射線作業計画書を承認するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、特殊放射線作業に対して、当該計画書に従って安全管理課員を作業に立ち合わせる。</p> | <p>(放射線作業) 第58条 (変更なし)</p> <p>(特殊放射線作業) 第59条 各課室長は、各々の職務において前条の管理区域内作業に当たり、<u>第14表</u>の管理基準値の一を超え、又は超えるおそれのある作業、非定常に行う作業等安全を確保する上で特に必要と認めた作業（以下「特殊放射線作業」という。）を行う場合は、あらかじめ作業方法、実効線量推定値及び放射線防護上の措置等について、特殊放射線作業計画書を作成し、安全管理課長の同意を得て、当該課室長を統括する統括者の承認を得る。</p> <p>2 安全管理課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置について当該課室長に勧告することができる。</p> <p>3 前項の勧告を受けた当該課室長は、その勧告を尊重する。</p> <p>4 第1項の承認を行う当該統括者は、特殊放射線作業計画書を承認するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 安全管理課長は、特殊放射線作業に対して、当該計画書に従って安全管理課員を作業に立ち合わせる。</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p><u>第63条</u> 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。)を<u>第12表</u>に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第14表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が<u>第12表</u>に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p><u>第64条</u> (略)</p> | <p>(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p><u>第60条</u> 所長は、加工施設で核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。)を<u>第11表</u>に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議の上、緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長及び核燃料取扱主任者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第13表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が<u>第11表</u>に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p><u>第61条</u> (変更なし)</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する。)</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。)</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">第3節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p><u>第65条</u> 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を<u>第16表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p> <p>(環境放射線モニタリング(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p><u>第65条の2</u> 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、センター外における環境放射線モニタリングを<u>第16表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定の結果を評価し、その評価結果を当該統括者に報告するとともに核燃料取扱主任者へ通知する。</p> <p>(放射線測定器等の管理)</p> <p><u>第66条</u> 安全管理課長は、<u>第17表</u>に掲げる放射線測定器等を第69条の3に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、<u>第17表</u>に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用モニタに係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、<u>第17表</u>に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、<u>第17表</u>に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</p> <p>(防護具類の管理)</p> <p><u>第67条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>(第1種管理区域外への移動)</p> <p><u>第68条</u> 各課室長は、各々の職務において第1種管理区域から物品を持ち出す場合は、当該物品の表面密度が<u>第6表</u>の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> | <p style="text-align: center;">第3節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p><u>第62条</u> 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域における線量当量等を<u>第15表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、施設又は設備を担当する課長に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の措置結果について確認する。</p> <p>(環境放射線モニタリング(測定器等の使用方法を含む。))</p> <p><u>第63条</u> 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、センター外における環境放射線モニタリングを<u>第15表</u>に定めるところにより測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の測定の結果を評価し、その評価結果を当該統括者に報告するとともに核燃料取扱主任者へ通知する。</p> <p>(放射線測定器等の管理)</p> <p><u>第64条</u> 安全管理課長は、<u>第16表</u>に掲げる放射線測定器等を第69条の3に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、<u>第16表</u>に掲げる放射線測定器のうち、排気用モニタ及びエリア用HFモニタ(排気系2)に係る点検・校正結果については、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、<u>第16表</u>に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</p> <p>4 安全管理課長は、<u>第16表</u>に掲げる排気監視用測定器について代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</p> <p>(防護具類の管理)</p> <p><u>第65条</u> (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第4節 物品移動の管理</p> <p>(第1種管理区域外への移動)</p> <p><u>第66条</u> 各課室長は、各々の職務において第1種管理区域から物品を持ち出す場合は、当該物品の表面密度が<u>第5表</u>の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する。))。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する。))。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。))。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更する。))。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表番号を変更する。))。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">第8章 保守管理 第1節 施設管理</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p><u>第69条</u> 所長は、加工施設が法律第13条第1項又は又は第16条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号。以下「加工技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、<u>第1条の2</u>第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><u>第69条の2</u> 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要度の高い設備・機器について、定量的な目標を策定する。</p> <p><u>2</u> 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> | <p style="text-align: center;">第9章 保守管理 第1節 施設管理</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p><u>第67条</u> 所長は、法律第22条の8第2項若しくは同条第3項において読み替えて準用する法律12条の6第3項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載した廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設（以下「性能維持施設」という。）について、加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号。以下「加工技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう維持するため、<u>第2条</u>第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p><u>(削る)</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理を行う対象を性能維持施設に変更する。 ・変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標に関する事項を削る。 |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p><u>第69条の3</u> 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、<u>所掌する設備・機器</u>について、<u>第69条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標</u>を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 加工施設の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 加工施設の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 加工施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「加工施設の工事の方法及び時期に関する事項」及び「加工施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</p> <p>3 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、加工施設の検査の方法に関する事項について、加工技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</p> <p>4 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該加工施設の状態に応じて、加工規則第7条の4第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</p> | <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p><u>第68条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、<u>第17表に定める性能維持施設</u>について、<u>前条の施設管理目標</u>を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 加工施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（<u>加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（廃止措置計画の認可を受けたものを除く。）</u>）に関すること。</p> <p>(5) 加工施設の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 加工施設の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 加工施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「加工施設の工事の方法及び時期に関する事項」及び「加工施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</p> <p>3 施設管理課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、加工施設の検査の方法に関する事項について、加工技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</p> <p>4 施設管理課長及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、核燃料取扱主任者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 施設管理課長及び安全管理課長は、加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該加工施設の状態に応じて、加工規則第7条の4第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。また、加工規則の表記と整合を図るとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を担当していた設備処理課長及び処理技術開発課長を削る。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理を行う性能維持施設を明確にする。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、重要度が高い系統に対する定量的な目標に関する事項を削る。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>(保全活動の実施) <u>第69条の4</u> 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) <u>第69条の5</u> 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(巡視) <u>第69条の6</u> 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、第18表に示す設備等のうち、所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</p> | <p>(保全活動の実施) <u>第69条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を行う。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) <u>第70条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(巡視) <u>第71条</u> 施設管理課長及び安全管理課長は、第18表に示す設備等のうち、所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を担当していた設備処理課長及び処理技術開発課長を削る。 ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を担当していた設備処理課長及び処理技術開発課長を削る。 ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を担当していた設備処理課長及び処理技術開発課長を削る。 |
| <p style="text-align: center;">第2節 定期事業者検査</p> <p>(定期事業者検査の計画) <u>第70条</u> 独立検査委員会は、定期事業者検査を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間 <u>(4) 定量的な施設管理目標（第69条の2で定める重要度の高い設備・機器に限る。）</u> 2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> | <p style="text-align: center;">第2節 定期事業者検査</p> <p>(定期事業者検査の計画) <u>第72条</u> 独立検査委員会は、定期事業者検査を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間 2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、重要度が高いシステムに対する定量的な目標に関する事項を削る。 |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p>(定期事業者検査の要領) 第71条 (略)</p> <p>(定期事業者検査の実施及び報告等) 第72条 独立検査委員会は、<u>第70条の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。</u></p> <p>2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け、被検査課長に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 保守及び改造</p> <p>(保守及び改造作業の実施) 第73条 施設管理課長、<u>設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長</u>は、各々の職務において保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 第1項の保守及び改造作業を行う課長は、<u>第1項において保守及び改造作業内容が、加工事業許可事項、設計及び工事の計画の認可事項の変更に関わる場合には、加工事業変更許可申請等の手続を行う。</u></p> <p>(保守及び改造作業実施後の措置) 第73条の2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第2項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 施設管理課長、<u>設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長</u>は、各々の職務において保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p> | <p>(定期事業者検査の要領) 第73条 (変更なし)</p> <p>(定期事業者検査の実施及び報告等) 第74条 独立検査委員会は、<u>第72条の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。</u></p> <p>2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け、被検査課長に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 保守及び改造</p> <p>(保守及び改造作業の実施) 第75条 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保守及び改造作業を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 前項の保守及び改造作業を行う課長は、前項の保守及び改造作業のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 <u>前二項の規定にかかわらず、第1項の保守及び改造作業を行う課長は、あらかじめ許認可申請に関する手続の必要性について確認を行う。</u></p> <p>(保守及び改造作業実施後の措置) 第76条 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、保守及び改造作業が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 前条第1項の保守及び改造作業を行った課長は、前条第2項で所長の承認を得た保守及び改造作業の結果について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主任者及び所長に報告する。</p> <p>3 施設管理課長及び安全管理課長は、各々の職務において保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報のうち、他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有が必要な技術情報について、当該課長を統括する統括者及び所長へ報告する。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合は、当該技術情報を他の濃縮施設を設置している加工事業者と共有する。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を担当していた設備処理課長及び処理技術開発課長を削る。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を担当していた設備処理課長及び処理技術開発課長を削る。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4節 使用前事業者検査</p> <p>(使用前事業者検査の計画) <u>第74条</u> (略)</p> <p>(使用前事業者検査の要領) <u>第74条の2</u> (略)</p> <p>(使用前事業者検査の実施及び報告等) <u>第74条の3</u> 独立検査委員会は、<u>第74条</u>の実実施計画及び前条の実実施要領に基づき、検査を行う。 2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け、被検査課長に通知する。 3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p> | <p style="text-align: center;">第4節 使用前事業者検査</p> <p>(使用前事業者検査の計画) <u>第77条</u> (変更なし)</p> <p>(使用前事業者検査の要領) <u>第78条</u> (変更なし)</p> <p>(使用前事業者検査の実施及び報告等) <u>第79条</u> 独立検査委員会は、<u>第77条</u>の実実施計画及び前条の実実施要領に基づき、検査を行う。 2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主任者の確認を受け、被検査課長に通知する。 3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;">第9章 自衛消防活動</p> <p>(自衛消防活動)</p> <p><u>第75条</u> 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、<u>第69条</u>の6で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 総務課長は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">第10章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動</p> <p>(重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動)</p> <p><u>第75条の2</u> (略)</p> | <p style="text-align: center;">第10章 自衛消防活動</p> <p>(自衛消防活動)</p> <p><u>第80条</u> 所長は、自衛消防活動のための体制を整備するとともに、その活動に必要な要領書及び規則を定める。</p> <p>2 総務課長は、前項に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 消防機関へ確実に通報するため正門警備所に衛星電話を設置する。ただし、点検又は故障の場合はこの限りではないが、遅滞なく復旧させる。</p> <p>(2) 自衛消防活動を行うために必要な要員（指揮者、消防機関への通報者、可搬消防ポンプの操作者及び消火設備を用いた消火と初期の消火に伴う諸活動の実施要員）を配置する。また、火災発生の際にその要員の参集に係る通報連絡体制をあらかじめ定める。</p> <p>(3) 必要な可搬消防ポンプを2台以上（点検又は故障時の予備ポンプを含む。）及び泡消火薬剤を配備する。また、自衛消防活動に必要なその他資機材を配備する。</p> <p>3 施設管理課長は、<u>第71条</u>で定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>4 自衛消防活動のため通報連絡を受けた第2項第2号に定める要員は、速やかに自衛消防活動を行う。</p> <p>5 総務課長は、第2項に定める自衛消防活動の体制の整備に関する措置について、訓練及び自衛消防活動の結果により定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>6 施設管理課長は、第3項の巡視の結果について定期的に評価を行い、所長へ報告する。</p> <p>7 所長は、第5項及び第6項の評価の結果に基づき、要領書及び規則の改訂その他必要な見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">第11章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動</p> <p>(重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動)</p> <p><u>第81条</u> (変更なし)</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 1 章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事前対策</p> <p>(非常事態の組織) 第 7 6 条 (略)</p> <p>(非常事態の事前措置) 第 7 7 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 初期活動</p> <p>(非常事態の通報) 第 7 8 条 (略)</p> <p>(地震、火災等の発生時における措置) 第 7 8 条の 2 (略)</p> <p>(応急措置) 第 7 9 条 第 7 8 条第 2 項の通報を受けた課室長は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置（施設内の見学者等に対する避難指示等を含む。）を講じる。 2 安全管理課長は、第 7 8 条第 5 項に基づき、前項の課室長を統括する統括者から通報を受けた場合には、加工施設内及び周辺監視区域内の放射能レベルを調査し、その結果を当該統括者に報告する。 3 前項の調査結果の報告を受けた当該統括者は、必要な放射線防護上の措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 非常事態における活動</p> <p>(非常事態の発令) 第 8 0 条 所長は、連絡責任者から第 7 8 条第 4 項に基づく通報を受けた場合は、直ちに非常事態を発令する。 2 前項の非常事態が発令された場合は、連絡責任者は対策要員を招集する。 3 所長は、事故対策組織を設置する。</p> <p>(非常事態における活動) 第 8 1 条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 2 章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事前対策</p> <p>(非常事態の組織) 第 8 2 条 (変更なし)</p> <p>(非常事態の事前措置) 第 8 3 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 初期活動</p> <p>(非常事態の通報) 第 8 4 条 (変更なし)</p> <p>(地震、火災等の発生時における措置) 第 8 5 条 (変更なし)</p> <p>(応急措置) 第 8 6 条 第 8 4 条第 2 項の通報を受けた課室長は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置（施設内の見学者等に対する避難指示等を含む。）を講じる。 2 安全管理課長は、第 8 4 条第 5 項に基づき、前項の課室長を統括する統括者から通報を受けた場合には、加工施設内及び周辺監視区域内の放射能レベルを調査し、その結果を当該統括者に報告する。 3 前項の調査結果の報告を受けた当該統括者は、必要な放射線防護上の措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 非常事態における活動</p> <p>(非常事態の発令) 第 8 7 条 所長は、連絡責任者から第 8 4 条第 4 項に基づく通報を受けた場合は、直ちに非常事態を発令する。 2 前項の非常事態が発令された場合は、連絡責任者は対策要員を招集する。 3 所長は、事故対策組織を設置する。</p> <p>(非常事態における活動) 第 8 8 条 (変更なし)</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>(非常事態の解除) 第82条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第83条 (略)</p> | <p>(非常事態の解除) 第89条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第90条 (変更なし)</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第12章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育訓練)</p> <p>第84条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。</p> <p>2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 毎年度、<u>加工施設の操作及び管理</u>を行う者に対して、第19表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力の安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、<u>教育・訓練</u>の要領書を定める。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において前項第1号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第2号に基づき、原子力の安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。</p> <p>4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年1回以上実施する。</p> <p>5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、第20表に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。</p> <p>6 所長は、原子力事業者防災業務計画に基づく原子力防災訓練を毎年度1回以上実施する。ただし、センターの使用施設を発災元として原子力防災訓練を実施した場合はこの限りでない。</p> <p>7 各課室長は、各々の職務において保安教育訓練の結果を取りまとめ、当該課室長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。</p> <p>8 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</p> | <p style="text-align: center;">第13章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育訓練)</p> <p>第91条 理事長は、加工施設に係る役員の保安教育計画を定め、実施する。</p> <p>2 所長は、センターの従業員等が自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にするため、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 毎年度、<u>廃止措置</u>を行う者に対して、第19表に定める保安教育訓練実施方針に基づき、保安教育訓練計画を定める。保安教育訓練計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</p> <p>(2) 原子力の安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等に対して、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として当該業務を実施できる力量を明確にするため、<u>教育・訓練</u>要領書を定める。</p> <p>3 各課室長は、各々の職務において前項第1号に基づき、保安教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。また、前項第2号に基づき、原子力の安全の確保に影響がある業務に従事する従業員等の力量を当該業務に就かせる前までに評価する。</p> <p>4 所長は、センターの従業員等に対して、非常事態の対処に関する総合的な訓練を年1回以上実施する。</p> <p>5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、第20表に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育訓練を実施する。</p> <p>6 所長は、原子力事業者防災業務計画に基づく原子力防災訓練を毎年度1回以上実施する。ただし、センターの使用施設を発災元として原子力防災訓練を実施した場合はこの限りでない。</p> <p>7 各課室長は、各々の職務において保安教育訓練の結果を取りまとめ、当該課室長を統括する統括者及び核燃料取扱主任者の確認を受け、所長へ報告する。</p> <p>8 所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。</p> <p>・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、保安教育の対象者を変更する。</p> |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 3 章 記録及び報告</p> <p>(記録等) 第 8 6 条 第 2 1 表に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。</p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告) 第 8 7 条 統括者は、各々の職務において次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 (1) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 (2) 放射性気体廃棄物について第 9 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性液体廃棄物について第 1 0 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を直ちに理事長に報告する。 3 所長は、前項の報告後、加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象については速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他必要な事項</p> | <p style="text-align: center;">第 1 4 章 記録及び報告</p> <p>(記録等) 第 9 2 条 第 2 1 表に定める保存責任者は、保安に係る記録を適正に*作成し、記録を作成した課室長を統括する統括者に報告するとともに所定の期間保存する。 2 核燃料取扱主任者は前項の記録について確認する。</p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>(報告) 第 9 3 条 統括者は、各々の職務において次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに核燃料取扱主任者及び所長に報告する。 (1) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 (2) 放射性気体廃棄物について第 7 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性液体廃棄物について第 8 表に掲げる放出管理目標値を超えて放出した場合 (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある場合 2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を直ちに理事長に報告する。 3 所長は、前項の報告後、加工規則第 9 条の 1 6 に定める事象については速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し、センター担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告する。 (1) 事故の発生日時、場所 (2) 状況及び発生に際して採った処置 (3) 原因 (4) その後の対策及び処置 (5) その他必要な事項</p> | <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（章番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由 5 記載の適正化を図る（条番号及び表番号を変更する。）。</p> |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|--|--|------|
| <p>第1図 保安組織 (略)</p> <p>第2図 品質マネジメントシステム体系図 (略)</p> | <p>第1図 保安組織 (変更なし)</p> <p>第2図 品質マネジメントシステム体系図 (変更なし)</p> | |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>Check, Act 8. 評価及び改善 (8.1 一般)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 (原子力安全監査) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正措置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>基本プロセス (実線) 中プロセス (点線) 小プロセス (破線) 明確な関連 (実線) 理解上重要な関連 (点線)</p> | <p>4. 品質マネジメントシステム (4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>Check, Act 8. 評価及び改善 (8.1 一般)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 (原子力安全監査) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>8.5.2 是正措置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>基本プロセス (実線) 中プロセス (点線) 小プロセス (破線) 明確な関連 (実線) 理解上重要な関連 (点線)</p> | <p>変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置の管理を明確にする。</p> |

第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図

第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図

| 変更前 | | | 変更後 | | | 変更理由 | |
|---------------------------------|--------------------------------|--|---|--------------------------------|--|--|---|
| 核燃料物質加工施設保安規定 | 本部(二次文書) | センター(二次文書) | 核燃料物質加工施設保安規定 | 本部(二次文書) | センター(二次文書) | | |
| 核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書 (QS-P01) | | | 核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書 (QS-P01) | | | | |
| 4.1 一般要求事項 | | 施設・設備のグレード分け管理要領書 (GMP-400) | 4.1 一般要求事項 | | 施設・設備のグレード分け管理要領書 (GMP-400) | | |
| 4.2.3 文書管理 | 文書及び記録管理要領 (QS-A01) | 文書・記録管理要領書 (GMP-410) | 4.2.3 文書管理 | 文書及び記録管理要領 (QS-A01) | 文書・記録管理要領書 (GMP-410) | | |
| 4.2.4 記録の管理 | | | 4.2.4 記録の管理 | | | | |
| 5.1 経営者の関与 | | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09) | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守に係る活動規則 (21規)規則第3号) | | 5.1 経営者の関与 | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09) | 安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守に係る活動規則 (GMP-540) |
| 5.4.1 品質目標 | 品質目標の設定管理要領 (QS-A11) | 目的・目標管理要領書 (GMP-500) | 5.4.1 品質目標 | 品質目標の設定管理要領 (QS-A11) | 目的・目標管理要領書 (GMP-500) | | |
| 5.5.1 責任及び権限 | 中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04) | 業務類型管理規則 (17規)規則第22号) 安全審査委員会規則 (17規)規則第9号) 業務品質保証推進委員会規則 (17規)規則第11号) 業務品質保証推進委員会分科会運営規則 (17規)規則第14号) 不適合管理検討分科会運営規則 (28規)規則第5号) 情報入手及び伝達要領書 (GMP-550) | 5.5.1 責任及び権限 | 中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04) | 業務類型管理規則 (17規)規則第22号) 安全審査委員会規則 (17規)規則第9号) 業務品質保証推進委員会規則 (17規)規則第11号) 業務品質保証推進委員会分科会運営規則 (17規)規則第14号) 不適合管理検討分科会運営規則 (28規)規則第5号) 情報入手及び伝達要領書 (GMP-550) | | |
| 5.5.3 内部コミュニケーション | | | 5.5.3 内部コミュニケーション | | | | |
| 5.6 マネジメントレビュー | マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02) | | 5.6 マネジメントレビュー | マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02) | | | |
| 6.2.2 力量、認識及び教育・訓練 | 教育訓練管理要領 (QS-A07) | 教育・訓練要領書 (GMP-600) | 6.2.2 力量、認識及び教育・訓練 | 教育訓練管理要領 (QS-A07) | 教育・訓練要領書 (GMP-600) | | |
| 6.3 インフラストラクチャ | | 核燃料取扱施設運転管理要領書 (GMP-720) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理、取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760) | 6.3 インフラストラクチャ | | 核燃料取扱施設廃止措置管理要領書 (GMP-721) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理、取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760) | | |
| 6.4 作業環境 | | 核燃料施設区域管理要領書 (GMP-751) 放射線測定管理要領書 (GMP-754) | 6.4 作業環境 | | 核燃料施設区域管理要領書 (GMP-751) 放射線測定管理要領書 (GMP-754) | | |
| 7.1 業務の計画 | 業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12) | 核燃料取扱施設運転管理要領書 (GMP-720) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 放射線測定器管理要領書 (GMP-754) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理、取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760) 事故対策規則 (GMP-790) 防火管理規則 (GMP-791) | 7.1 業務の計画 | 業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12) | 核燃料取扱施設廃止措置管理要領書 (GMP-721) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 放射線測定器管理要領書 (GMP-754) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) 防護員の管理、取扱い要領書 (GMP-756) 核燃料取扱施設保守管理要領書 (GMP-760) 事故対策規則 (GMP-790) 防火管理規則 (GMP-791) | | |
| 7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス | | 法令等登録・参照要領書 (GMP-520) | 7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス | | 法令等登録・参照要領書 (GMP-520) | | |
| 7.2.3 外部とのコミュニケーション | | 情報入手及び伝達要領書 (GMP-550) | 7.2.3 外部とのコミュニケーション | | 情報入手及び伝達要領書 (GMP-550) | | |
| 7.3 設計・開発 | | 設計管理要領書 (GMP-700) | 7.3 設計・開発 | | 設計管理要領書 (GMP-700) | | |
| 7.4 調達 | 調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01) | 調達管理要領書 (GMP-710) | 7.4 調達 | 調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01) | 調達管理要領書 (GMP-710) | | |
| 7.5 業務の実施 | | (「7.1 業務の計画」と同様) | 7.5 業務の実施 | | (「7.1 業務の計画」と同様) | | |
| 7.6 監視機器及び測定機器の管理 | | 監視機器及び測定機器管理要領書 (GMP-770) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) | 7.6 監視機器及び測定機器の管理 | | 監視機器及び測定機器管理要領書 (GMP-770) 放射線測定器管理要領書 (GMP-755) | | |
| 8.2.2 内部監査(原子力安全監査) | 原子力安全監査実施要領 (QS-P03) | | 8.2.2 内部監査(原子力安全監査) | 原子力安全監査実施要領 (QS-P03) | | | |
| 8.2.3 プロセスの監視及び測定 | | 保安活動指標設定評価要領書 (GMP-840) | 8.2.3 プロセスの監視及び測定 | | 保安活動指標設定評価要領書 (GMP-840) | | |
| 8.2.4 検査及び試験 | | 独立検査委員会規則 独立検査実施要領書 (GMP-830) | 8.2.4 検査及び試験 | | 独立検査委員会規則 独立検査実施要領書 (GMP-830) | | |
| 8.3 不適合管理 | | | 8.3 不適合管理 | | | | |
| 8.5.2 是正処置等 | 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03) | 不適合並びに是正及び未然防止処置要領書 (GMP-810) | 8.5.2 是正処置等 | 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03) | 不適合並びに是正及び未然防止処置要領書 (GMP-810) | | |
| 8.5.3 未然防止処置 | | | 8.5.3 未然防止処置 | | | | |

第4図 品質マネジメントシステム文書体系

第4図 品質マネジメントシステム文書体系

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|-------------------------|----------------------------|------|
| 第5図(1) 主棟, 付属棟及び貯蔵庫 (略) | 第5図(1) 主棟, 付属棟及び貯蔵庫 (変更なし) | |
| 第5図(2) 廃棄物貯蔵庫 (略) | 第5図(2) 廃棄物貯蔵庫 (変更なし) | |
| 第5図(3) 非常用発電機棟 (略) | 第5図(3) 非常用発電機棟 (変更なし) | |
| 第6図 周辺監視区域 (略) | 第6図 周辺監視区域 (変更なし) | |
| 第7図 通報連絡系統 (略) | 第7図 通報連絡系統 (変更なし) | |

| 変更前 | | 変更後 | | 変更理由 |
|------------------------------------|--------|--|--------|---|
| 第1表 保安上特に管理を必要とする設備（第30条関係） | | 第1表 保安上特に管理を必要とする設備（第25条及び第26条関係） | | ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる。また、表記の見直しを図る。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。 |
| 設備名称 | 担当課長 | 設備名称 | 担当課長 | |
| 1. 給排気設備 | 施設管理課長 | 1. 給排気設備 | 施設管理課長 | |
| 2. 管理廃水処理設備 | | 2. 管理廃水処理設備 | | |
| 3. 非常用通報連絡設備 | | 3. 非常用通報連絡設備 | | |
| 4. 無停電電源設備 | | 4. 無停電電源設備 | | |
| 5. 均質設備 | | (削る) | | |
| 6. 滞留ウラン除去設備 | 設備処理課長 | (削る) | | |
| 7. 局所排気設備 | 施設管理課長 | (削る) | | |
| 8. 非常用発電機 | | 5. 非常用発電機 | 施設管理課長 | |
| 9. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用モニタ） | 安全管理課長 | 6. 放射線管理設備（排気用モニタ，エリア用HFモニタ（排気系2）） | 安全管理課長 | |

| 変更前 | | | | | 変更後 | | | | | 変更理由 |
|---|--------------------------|----------------------------|-----------|--|-------------------------------------|--------|---|-----------|--|---|
| 第2表 臨界管理に係る核的制限値（第31条関係） | | | | | 第2表 臨界管理に係る核的制限値（第27条及び第37条関係） | | | | | |
| 単一ユニット | | | | | 単一ユニット | | | | | ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、出荷が完了している製品シリンダ、解体する設備・機器等を削る。 |
| 適用する設備・機器 注1) | 担当課長 | 核燃料物質の状態 | 均質・不均質の区分 | 核的制限値 | 適用する設備・機器 | 担当課長 | 核燃料物質の状態 | 均質・不均質の区分 | 核的制限値 | |
| DOP-1 カスケード設備 | 設備処理課長 | 気体の UF ₆ | 均質 | 1. 濃縮度 5%以下 | (削る) | | | | | |
| 製品コールドトラップ | 設備処理課長 | 気体及び固体の UF ₆ | 均質 | 1. 濃縮度 5%以下 2. 減速条件 H/U-235 10 以下 | (削る) | | | | | |
| 均質設備コールドトラップ | 施設管理課長 | | | | (削る) | | | | | |
| 回収用コールドトラップ(1) | 設備処理課長 | | | | (削る) | | | | | |
| 回収用コールドトラップ(2) | | | | | (削る) | | | | | |
| IF ₇ コールドトラップ | | | | | (削る) | | | | | |
| 製品シリンダ | 施設管理課長 | 気体、液体及び固体の UF ₆ | 均質 | 1. 濃縮度 5%以下 | 滞留ウラン回収容器 | 施設管理課長 | 気体及び固体の UF ₆ | 均質 | 1. 濃縮度 5%以下 2. 減速条件 H/U 0.088 以下 | |
| 滞留ウラン回収容器 | 設備処理課長 注4) 施設管理課長 注5) | 気体及び固体の UF ₆ | 均質 | 2. 減速条件 H/U-235 1.7 以下 注2) | ハンドリング用シリンダ | | | | | |
| ハンドリング用シリンダ | 施設管理課長 | | | | (削る) | 施設管理課長 | 気体及び固体の UF ₆ | 均質 | 1. 濃縮度 5%以下 2. 形状寸法 (臨界安全直径) 58.8cm 以下 | |
| NaF 処理槽 | 施設管理課長 | 気体及び固体の UF ₆ | 均質 | 1. 濃縮度 5%以下 2. 形状寸法 (臨界安全直径) 58.8cm 以下 | 使用済 NaF 収納ドラム缶 | | | | | |
| 使用済 NaF 収納ドラム缶 | | | | | (削る) | | | | | |
| カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF) | 設備処理課長 | | | | (削る) | | | | | |
| 均質設備ケミカルトラップ(NaF) | 施設管理課長 | | | | (削る) | | | | | |
| 滞留用排気系ケミカルトラップ(NaF) | 設備処理課長 | | | | (削る) | | | | | |
| 滞留用バージ系ケミカルトラップ(NaF) | | | | | (削る) | | | | | |
| 滞留用回収系ケミカルトラップ(NaF) | | | | | (削る) | | | | | |
| 回収ウラン原料シリンダ | 施設管理課長 | | | | 気体及び固体の UF ₆ | 均質 | 1. 濃縮度 1.3%以下 2. 減速条件 H/U-235 6.7 以下 注3) | (削る) | | |
| 備考：臨界管理は、核的制限値の1.と2.とを同時に満足することによる。ただし、DOP-1カスケード設備の臨界管理は濃縮度のみを管理する。 | | | | | 備考：臨界管理は、核的制限値の1.と2.とを同時に満足することによる。 | | | | | |
| 複数ユニット | | | | | 複数ユニット | | | | | |
| 各単一ユニット間の端面距離 30cm 以上 | | | | | 各単一ユニット間の端面距離 30cm 以上 | | | | | |
| 注1) 濃縮度0.95%未満のウランのみを取扱う設備・機器には臨界管理を適用しない。 | | | | | | | | | | |
| 注2) ANSI規格30Bシリンダに濃縮度1%以上のUF ₆ を充てんする場合は、UF ₆ 純度99.5%以上に等価な減速度管理(H/U 0.088以下)を必要とする。濃縮度5%の場合、不純物をHFとみなすとH/U-235 1.7以下に相当する。 | | | | | | | | | | |
| 注3) ANSI規格48Yシリンダに濃縮度1%以上のUF ₆ を充てんする場合は、UF ₆ 純度99.5%以上に等価な減速度管理(H/U 0.088以下)を必要とする。濃縮度1.3%の場合、不純物をHFとみなすとH/U-235 6.7以下に相当する。 | | | | | | | | | | |
| 注4) ウランを充てんした滞留ウラン回収容器を貯蔵するため、施設管理課長へ引き渡すまでの間に適用する。 | | | | | | | | | | |
| 注5) ウランを充てんした滞留ウラン回収容器を貯蔵するため、設備処理課長から引渡しを受けた後に適用する。 | | | | | | | | | | |

| 変更前 | | 変更後 | | 変更理由 |
|---|----------------|---|----------------|---|
| 第3表 UF₆の最大充てん量 (第33条, 第41条の2及び第42条関係) | | 第3表 UF₆の最大充てん量 (第37条関係) | | ・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更するとともに, 表記の見直しを図る。) ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い, 出荷が完了している製品シリンダを削る。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い, 加工設備本体の運転を行わないため, 熱的制限に関する事項を削る。 |
| シリンダ又は容器 | | シリンダ又は容器 | | |
| 製品シリンダ | (ANSI規格30B) | 2, 277 kg-UF ₆ | (ANSI規格30B相当品) | |
| ハンドリング用シリンダ | | | | |
| 原料シリンダ | (ANSI規格48Y) | 12, 501 kg-UF ₆ | (ANSI規格48Y) | |
| | (ANSI規格30B) | 2, 277 kg-UF ₆ | (ANSI規格30B) | |
| 廃品シリンダ | (ANSI規格48Y) | 12, 501 kg-UF ₆ | (ANSI規格48Y) | |
| | (ANSI規格30B) | 2, 277 kg-UF ₆ | (ANSI規格30B) | |
| 滞留ウラン回収容器 | (ANSI規格30B相当品) | 1, 960 kg-UF ₆ | (ANSI規格30B相当品) | |
| 第4表 加熱時温度管理 (第34条関係) | | <u>(削る)</u> | | |
| UF ₆ シリンダ等 | 最高加熱温度 | | | |
| 製品シリンダ 注1) 原料シリンダ 廃品シリンダ 注1) ハンドリング用シリンダ | 90 °C | | | |
| 均質設備コールドトラップ 回収用コールドトラップ (1) 回収用コールドトラップ (2) | 80 °C | | | |
| 配管等 注2) | 50 °C ~ 90 °C | | | |
| 注1) 液化時は85°C以下とする。 | | | | |
| 注2) UF ₆ 圧力が13.3kPa (100torr) を超えている配管等 | | | | |

| 変更前 | | | | | 変更後 | | | | | 変更理由 |
|---|--------------|----------------------------|---|---|---|--------------|----------------------------|---|--|---|
| 第7表 核燃料物質の最大貯蔵量（第41条の2関係） | | | | | 第6表 核燃料物質の最大貯蔵量（第37条関係） | | | | | ・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、既に加工設備本体から通常の方法による操作において核燃料物質の取り出しを終了し、今後、核燃料物質の貯蔵量が増える予定もないため、廃止措置計画に記載した核燃料物質の在庫量を最大貯蔵量とする。 |
| 貯蔵場所 | 最大貯蔵量 | 核燃料物質の状態 | 核燃料物質の種類 | 備考 | 貯蔵場所 | 最大貯蔵量 | 核燃料物質の状態 | 核燃料物質の種類 | 備考 | |
| 附属棟 第1貯蔵庫 | 102 ton-U | 気体及び 固体のUF ₆ | 回収ウラン系濃縮ウラン 注1) 天然ウラン系濃縮ウラン 注2) 天然ウラン 天然ウラン系劣化ウラン 注3) 回収ウラン系劣化ウラン 注4) | 66本 ・ANSI規格 30B ・ハンドリン グ用シリン ダ ・滞留ウラン 回収容器 | 附属棟 第1貯蔵庫 | 6 ton-U | 気体及び 固体のUF ₆ | 回収ウラン系濃縮ウラン 注1) | ・ANSI規格 30B ・ハンドリン グ用シリン ダ ・滞留ウラン 回収容器 | ・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、既に加工設備本体から通常の方法による操作において核燃料物質の取り出しを終了し、今後、核燃料物質の貯蔵量が増える予定もないため、廃止措置計画に記載した核燃料物質の在庫量を最大貯蔵量とする。 |
| | 490 ton-U | 同上 | 回収ウラン 天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 注4) 天然ウラン系劣化ウラン | 58本 ・ANSI規格 48Y | | 136 ton-U | 同上 | 天然ウラン 回収ウラン系劣化ウラン 注2) 天然ウラン系劣化ウラン | ・ANSI規格 48Y | |
| 第2貯蔵庫 | 1, 234 ton-U | 同上 | 天然ウラン系劣化ウラン | 146本 ・ANSI規格 48Y | 第2貯蔵庫 | 1, 123 ton-U | 同上 | 天然ウラン系劣化ウラン | ・ANSI規格 48Y | |
| 第3貯蔵庫 | 1, 234 ton-U | 同上 | 天然ウラン 注5) 回収ウラン系劣化ウラン 注5) 天然ウラン系劣化ウラン | 146本 ・ANSI規格 48Y | 第3貯蔵庫 | 1, 059 ton-U | 同上 | 回収ウラン系劣化ウラン 注2) 天然ウラン系劣化ウラン | ・ANSI規格 48Y | |
| 注1) 回収ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン(以下「回収ウラン系濃縮ウラン」という。) 注2) 天然ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン(以下「天然ウラン系濃縮ウラン」という。) 注3) 天然ウランの濃縮により発生した劣化ウラン(以下「天然ウラン系劣化ウラン」という。) 注4) 回収ウランの濃縮により発生した劣化ウラン(以下「回収ウラン系劣化ウラン」という。) 注5) 天然ウラン及び回収ウラン系劣化ウランの最大貯蔵能力は、304ton-U (ANSI規格48Y 36本)とする。 | | | | | 注1) 回収ウランの濃縮により発生した濃縮ウラン(以下「回収ウラン系濃縮ウラン」という。) 注2) 回収ウランの濃縮により発生した劣化ウラン(以下「回収ウラン系劣化ウラン」という。) 注3) 天然ウランの濃縮により発生した劣化ウラン(以下「天然ウラン系劣化ウラン」という。) 注4) 回収ウランの濃縮により発生した劣化ウラン(以下「回収ウラン系劣化ウラン」という。) 注5) 天然ウラン及び回収ウラン系劣化ウランの最大貯蔵能力は、304ton-U (ANSI規格48Y 36本)とする。 | | | | | |

| 変更前 | | | 変更後 | 変更理由 |
|----------------------------------|---------------------|------------------------------|------|---|
| 第8表 回収ウランの受入れ仕様（第41条の2関係） | | | (削る) | ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、回収ウランの受入れ作業がないため、受け入れる仕様を削る。 |
| ウラン同位体 | ^{235}U | 0.9 %以上 1.3 %以下 | | |
| | ^{232}U | 1.2 ppb 以下 | | |
| | ^{234}U | 0.027 %以下 | | |
| | ^{236}U | 0.4 %以下 | | |
| 核分裂生成物 | ^{95}Nb | 1.3×10^{-1} Bq/g 以下 | | |
| | ^{106}Ru | 1.0×10^{-2} Bq/g 以下 | | |
| 超ウラン元素 | $\text{Np}(\alpha)$ | 9.6×10^{-2} Bq/g 以下 | | |
| | $\text{Pu}(\alpha)$ | 1.0×10^{-1} Bq/g 以下 | | |
| | $\text{Am}(\alpha)$ | 3.2×10^{-1} Bq/g 以下 | | |

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|--|-----|-------|--|---------|------|-----------------|----------------------|------------------|-----------------------|---------------------|--|----------------------|--|
| <p>第9表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等（第44条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第10表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等（第46条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>第11表 身体汚染検査に関する基準値（第55条関係）</p> <p>(略)</p> | <p>第7表 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等（第39条及び第93条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第8表 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等（第41条及び第93条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第9表 立入制限区域の設定基準（第48条関係）</p> <table border="1" data-bbox="965 549 1821 871"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">線量当量率</td> <td>1 mSv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>40 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）</td> <td>線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10表 身体汚染検査に関する基準値（第52条関係）</p> <p>(変更なし)</p> | 項目 | | 基準値 | 線量当量率 | | 1 mSv/h | 表面密度 | アルファ線を放出する放射性物質 | 4 Bq/cm ² | アルファ線を放出しない放射性物質 | 40 Bq/cm ² | 空気中の放射性物質の濃度（1週間平均） | | 線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。 ・変更の理由 3 管理区域において作業者の立入りを制限して管理すべき区域の設定に関する基準値を明確にする。 ・変更の理由 5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。 |
| 項目 | | 基準値 | | | | | | | | | | | | | | |
| 線量当量率 | | 1 mSv/h | | | | | | | | | | | | | | |
| 表面密度 | アルファ線を放出する放射性物質 | 4 Bq/cm ² | | | | | | | | | | | | | | |
| | アルファ線を放出しない放射性物質 | 40 Bq/cm ² | | | | | | | | | | | | | | |
| 空気中の放射性物質の濃度（1週間平均） | | 線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値 | | | | | | | | | | | | | | |

| 変更前 | | | | 変更後 | | | | 変更理由 |
|----------------------------------|--|-----------------------|------------------------|---|--|------------------------|----------------------------------|---|
| 第12表 放射線業務従事者の線量限度（第59条及び第63条関係） | | | | 第11表 放射線業務従事者の線量限度（第56条及び第60条関係） | | | | ・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。 ・変更の理由4 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更する。 |
| 項目 | 線量限度 | 期間等 | | 項目 | 線量限度 | 期間等 | | |
| 実効線量 | 男子及び妊娠不能と診断された女子もしくは妊娠の意志がない旨所長に書面で申し出た女子 | 50 mSv | 1年間 | 男子及び妊娠不能と診断された女子もしくは妊娠の意志がない旨所長に書面で申し出た女子 | 50 mSv | 1年間 | 5年間 (平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間) | |
| | | 100 mSv | | | 100 mSv | | | |
| | 女子 (妊娠中の女子及び妊娠不能と診断された女子もしくは妊娠の意志がない旨所長に書面で申し出た女子を除く) | 5 mSv | 3月 | | 女子 (妊娠中の女子及び妊娠不能と診断された女子もしくは妊娠の意志がない旨所長に書面で申し出た女子を除く) | 5 mSv | 3月 | |
| | 妊娠中の女子 (内部被ばく) | 1 mSv | 妊娠と所長に申告があった日から出産までの期間 | | 妊娠中の女子 (内部被ばく) | 1 mSv | 妊娠と所長に申告があった日から出産までの期間 | |
| 等価線量 | 眼の水晶体 | 150 mSv | 1年間 | 眼の水晶体 | 50 mSv | 1年間 | 5年間 (平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間) | |
| | | (新規) | | | 100 mSv | | | |
| | 皮膚 | 500 mSv | 1年間 | 皮膚 | 500 mSv | 1年間 | | |
| | 妊娠中の女子の腹部 | 2 mSv | 妊娠と所長に申告があった日から出産までの期間 | 妊娠中の女子の腹部 | 2 mSv | 妊娠と所長に申告があった日から出産までの期間 | | |
| 緊急作業に係る線量限度 | | 100 mSv ^{注)} | 実効線量 | | 100 mSv ^{注)} | 実効線量 | | |
| | | 300 mSv | 等価線量 (眼の水晶体) | | 300 mSv | 等価線量 (眼の水晶体) | | |
| | | 1 Sv | 等価線量 (皮膚) | | 1 Sv | 等価線量 (皮膚) | | |

注) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる場合は、250mSvとする。

注) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる場合は、250mSvとする。

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>第13表 線量の原因調査値及び管理目標値（第60条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第14表 線量評価項目及び頻度（第60条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第15表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第62条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第16表 線量当量等の測定（第65条及び第65条の2関係）</p> <p>(略)</p> | <p>第12表 線量の原因調査値及び管理目標値（第57条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第13表 線量評価項目及び頻度（第57条及び第60条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第14表 特殊放射線作業に係る管理基準値（第59条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第15表 線量当量等の測定（第62条及び第63条関係）</p> <p>(変更なし)</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する。）。</p> |

変更前

第17表 放射線測定器等(第66条関係)

| 種類 | 機器名 | 数量 | |
|---------------------------|----------------|------------------------------------|-------|
| 放射線管理 | 排気監視 | (1) 排気用 α ダストモニタ | 3式 |
| | | (2) 排気用 β (γ)ダストモニタ | 2式 |
| | | (3) 排気用HFモニタ | 2式 |
| | 排水監視 | (1) 放射能測定装置 | 1台以上 |
| | 作業管理 | (1) エリア用HFモニタ | 4台 |
| | | (2) 手・足・衣服モニタ | 2台 |
| | | (3) シンチレーション型サーベイメータ | 10台以上 |
| | | (4) GM管式サーベイメータ | 5台以上 |
| | | (5) 電離箱式サーベイメータ | 4台以上 |
| | | (6) エアスニッフ検出端 | 51個 |
| | | (7) 可搬型空気サンプラ | 1台以上 |
| | 被ばく管理 | (8) 個人用ダストサンプラ | 5台以上 |
| (9) 放射能測定装置 | | 1台以上 | |
| (1) 線量計測定装置 ^{注)} | | 1台以上 | |
| 環境放射線(能)測定 | (2) ポケット線量計 | 10本以上 | |
| | (1) モニタリングポイント | 1式 | |
| | (2) モニタリング車 | 1式 | |
| | (3) 可搬型空気サンプラ | 1式 | |
| | (4) 放射能測定装置 | 1式 | |
| | (5) 気象観測設備 | 1式 | |
| | (新規) | | |
| (新規) | | | |

注) 管理区域, 周辺監視区域及びセンター外における線量当量の測定にも用いる。

変更後

第16表 放射線測定器等(第64条関係)

| 種類 | 機器名 | 数量 | |
|---------------------------|----------------|------------------------------------|-------|
| 放射線管理 | 排気監視 | (1) 排気用 α ダストモニタ | 3式 |
| | | (2) 排気用 β (γ)ダストモニタ | 2式 |
| | | (3) 排気用HFモニタ | 2式 |
| | 排水監視 | (1) 放射能測定装置 | 1台以上 |
| | 作業管理 | (1) エリア用HFモニタ(排気系2) | 1台 |
| | | (2) 手・足・衣服モニタ | 2台 |
| | | (3) シンチレーション型サーベイメータ | 10台以上 |
| | | (4) GM管式サーベイメータ | 5台以上 |
| | | (5) 電離箱式サーベイメータ | 4台以上 |
| | | (6) エアスニッフ検出端 | 51個 |
| | | (7) 可搬型空気サンプラ | 1台以上 |
| | 被ばく管理 | (8) 個人用ダストサンプラ | 5台以上 |
| (9) 放射能測定装置 | | 1台以上 | |
| (1) 線量計測定装置 ^{注)} | | 1台以上 | |
| 環境放射線(能)測定 | (2) ポケット線量計 | 10本以上 | |
| | (1) モニタリングポイント | 1式 | |
| | (2) モニタリング車 | 1式 | |
| | (3) 可搬型空気サンプラ | 1式 | |
| | (4) 放射能測定装置 | 1式 | |
| | (5) 気象観測設備 | 1式 | |
| | (6) モニタリングポスト | 2式 | |
| (7) モニタリングステーション | 1式 | | |

注) 管理区域, 周辺監視区域及びセンター外における線量当量の測定にも用いる。

変更理由

- ・変更の理由5
記載の適正化を図る(表番号及び条番号を変更するとともに, 表中の番号を繰り上げる。また, 表記の見直しを図る。)
- ・変更の理由1
廃止措置段階への移行に伴い, 解体する設備・機器を削る。
- ・変更の理由1
廃止措置段階への移行に伴い, 性能を維持すべき施設として敷地境界付近のモニタリングを行う設備(モニタリングポスト及びモニタリングステーション)を追加する。

| 変更前 | 変更後 | | | | | | 変更理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|--|----------------------|---|--|---------|---|--------------------------------------|------|------|----|--|--------|---|-----------|--------|----------------|--|--------|-------|--|--------|-------|--|--------|--------|---|--------|---------|--|--------|---|--|------------|------------|--------------|----------------------|-----------|--|---------|--------|---------|--------------------------------------|--------|---------------------------------|-------------------|---------------------|-----------|--|---------|--------------------------------------|--------|---------------------------------|------------------------------|----------------|---------------------|--------|--------------------------|-----------------|
| <p>(新規)</p> | 第17表 性能維持施設（第68条関係）（1/4） | | | | | | <p>変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理を行う性能維持施設を明確にする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>位置、構造等</th> <th>維持すべき機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建物本体</td> <td>主棟</td> <td>主棟 ・地上1階、一部2階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成</td> <td>漏水防止機能</td> <td rowspan="6"> ・外壁面等の外観に有害な亀裂、剥落、欠損、損傷又は腐食がなく、内壁、天井及び扉に破損等がないこと。 ・建屋鉄骨の減肉が許容範囲内であること。 </td> <td rowspan="6">管理区域の解除まで</td> <td rowspan="6">施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>付属棟（第1貯蔵庫を含む。）</td> <td>付属棟 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成</td> <td>漏水防止機能</td> </tr> <tr> <td>第2貯蔵庫</td> <td>第2貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成</td> <td>漏水防止機能</td> </tr> <tr> <td>第3貯蔵庫</td> <td>第3貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成</td> <td>漏水防止機能</td> </tr> <tr> <td>廃棄物貯蔵庫</td> <td>廃棄物貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成</td> <td>漏水防止機能</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機棟</td> <td>非常用発電機棟 ・地上2階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成</td> <td>漏水防止機能</td> </tr> </tbody> </table> | | 設備名称等 | 位置、構造等 | 維持すべき機能 | 性能 | | 維持すべき期間 | 担当課長 | 建物本体 | 主棟 | 主棟 ・地上1階、一部2階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | ・外壁面等の外観に有害な亀裂、剥落、欠損、損傷又は腐食がなく、内壁、天井及び扉に破損等がないこと。 ・建屋鉄骨の減肉が許容範囲内であること。 | 管理区域の解除まで | 施設管理課長 | 付属棟（第1貯蔵庫を含む。） | 付属棟 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | 第2貯蔵庫 | 第2貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | 第3貯蔵庫 | 第3貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | 廃棄物貯蔵庫 | 廃棄物貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | 非常用発電機棟 | 非常用発電機棟 ・地上2階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="6">核燃料物質の貯蔵施設</td> <td rowspan="3">第1貯蔵庫（付属棟）</td> <td rowspan="3">天井走行クレーン（1台）</td> <td rowspan="3">付属棟内 ・型式：オーバーヘッド型</td> <td>吊上げ高さ制限機能</td> <td rowspan="3"> ・最大吊上げ高さが1.2m以下であること。 ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 </td> <td rowspan="6">譲渡し終了まで</td> <td rowspan="6">施設管理課長</td> </tr> <tr> <td>停電時保持機能</td> <td> ・停電時は停止状態を維持すること及び停電回復時に自動的に起動しないこと。 </td> </tr> <tr> <td>性能維持機能</td> <td> ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">テルハ（16トンホイスト）（1台）</td> <td rowspan="3">付属棟内 ・型式：電動ホイスト型</td> <td>吊上げ高さ制限機能</td> <td rowspan="3"> ・最大吊上げ高さが1.2m以下であること。 ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 </td> </tr> <tr> <td>停電時保持機能</td> <td> ・停電時は停止状態を維持すること及び停電回復時に自動的に起動しないこと。 </td> </tr> <tr> <td>性能維持機能</td> <td> ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第1貯蔵庫（付属棟） 第2貯蔵庫 第3貯蔵庫</td> <td>ANSI規格30B（31本）</td> <td rowspan="4">付属棟内 ・構造：ANSI規格品</td> <td rowspan="4">閉じ込め機能</td> <td rowspan="4"> ・シリンドラからの核燃料物質の漏えいがないこと。 </td> </tr> <tr> <td>ANSI規格48Y（325本）</td> </tr> <tr> <td>ハンドリング用シリンドラ（5本）</td> </tr> <tr> <td>滞留ウラン回収容器（1本）</td> </tr> </tbody> </table> | | 核燃料物質の貯蔵施設 | 第1貯蔵庫（付属棟） | 天井走行クレーン（1台） | 付属棟内 ・型式：オーバーヘッド型 | 吊上げ高さ制限機能 | ・最大吊上げ高さが1.2m以下であること。 ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | 譲渡し終了まで | 施設管理課長 | 停電時保持機能 | ・停電時は停止状態を維持すること及び停電回復時に自動的に起動しないこと。 | 性能維持機能 | ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | テルハ（16トンホイスト）（1台） | 付属棟内 ・型式：電動ホイスト型 | 吊上げ高さ制限機能 | ・最大吊上げ高さが1.2m以下であること。 ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | 停電時保持機能 | ・停電時は停止状態を維持すること及び停電回復時に自動的に起動しないこと。 | 性能維持機能 | ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | 第1貯蔵庫（付属棟） 第2貯蔵庫 第3貯蔵庫 | ANSI規格30B（31本） | 付属棟内 ・構造：ANSI規格品 | 閉じ込め機能 | ・シリンドラからの核燃料物質の漏えいがないこと。 | ANSI規格48Y（325本） |
| 設備名称等 | 位置、構造等 | 維持すべき機能 | 性能 | 維持すべき期間 | 担当課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物本体 | 主棟 | 主棟 ・地上1階、一部2階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | ・外壁面等の外観に有害な亀裂、剥落、欠損、損傷又は腐食がなく、内壁、天井及び扉に破損等がないこと。 ・建屋鉄骨の減肉が許容範囲内であること。 | 管理区域の解除まで | 施設管理課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 付属棟（第1貯蔵庫を含む。） | 付属棟 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第2貯蔵庫 | 第2貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第3貯蔵庫 | 第3貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 廃棄物貯蔵庫 | 廃棄物貯蔵庫 ・地上1階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 非常用発電機棟 | 非常用発電機棟 ・地上2階建て鉄骨造 ・屋根及び外壁を防水性の材料で構成 | 漏水防止機能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | 第1貯蔵庫（付属棟） | 天井走行クレーン（1台） | 付属棟内 ・型式：オーバーヘッド型 | 吊上げ高さ制限機能 | ・最大吊上げ高さが1.2m以下であること。 ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | 譲渡し終了まで | 施設管理課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 停電時保持機能 | | | | ・停電時は停止状態を維持すること及び停電回復時に自動的に起動しないこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 性能維持機能 | | | | ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | テルハ（16トンホイスト）（1台） | 付属棟内 ・型式：電動ホイスト型 | 吊上げ高さ制限機能 | ・最大吊上げ高さが1.2m以下であること。 ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 停電時保持機能 | | ・停電時は停止状態を維持すること及び停電回復時に自動的に起動しないこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 性能維持機能 | | ・労働安全衛生法に基づく点検の記録により性能が正常であること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1貯蔵庫（付属棟） 第2貯蔵庫 第3貯蔵庫 | ANSI規格30B（31本） | 付属棟内 ・構造：ANSI規格品 | 閉じ込め機能 | ・シリンドラからの核燃料物質の漏えいがないこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ANSI規格48Y（325本） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ハンドリング用シリンドラ（5本） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 滞留ウラン回収容器（1本） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 変更前 | 変更後 | | | | | | 変更理由 | | |
|------|---------------------------------|---|---|--|--|---|---|--------------------------|----------------|
| (新規) | 第17表 性能維持施設（第68条関係）（2/4） | | | | | | ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理を行う性能維持施設を明確にする。 | | |
| | 放射線廃棄物の廃棄設備 | 気体廃棄物の廃棄設備 排気系1（主棟） ・送風機（2基） ・排風機（2基） ・フィルタユニット（循環系5基，排気系4基） | 主棟内 ・送風機，排風機 種類：遠心式 ・フィルタユニット 種類：密封交換式 | 閉じ込め機能（負圧維持機能） 放射線物質の除去機能 | 性能 ・負圧が-19.6Pa（-2mmH ₂ O）以下であること。 ・送排風機の起動停止シーケンスが正常に動作すること。 ・排風機の風量が20,000m ³ /h以上であること。 ・負圧異常時に設定値の許容範囲内で警報が吹鳴すること。 | 維持すべき期間 気体廃棄物の廃棄対象となる施設の第1種管理区域の解除まで | | 担当課長 施設管理課長 | |
| | | 排気系2（主棟） ・送風機（2基） ・排風機（2基） ・フィルタユニット（6基） | 主棟内 ・送風機，排風機 種類：遠心式 ・フィルタユニット 種類：密封交換式 | 閉じ込め機能（負圧維持機能） 放射線物質の除去機能 | 性能 ・負圧が-19.6Pa（-2mmH ₂ O）以下であること。 ・送排風機の起動停止シーケンスが正常に動作すること。 ・排風機の風量が5,000m ³ /h以上であること。 ・負圧異常時に設定値の許容範囲内で警報が吹鳴すること。 | 維持すべき期間 第1種管理区域の解除まで | | 担当課長 施設管理課長 | |
| | | 局所排気設備（付属棟） ・送風機（2基） ・排風機（2基） ・フィルタユニット（5基） | 付属棟内 ・送風機，排風機 種類：遠心式 ・フィルタユニット 種類：密封交換式 | 閉じ込め機能（負圧維持機能） 放射線物質の除去機能 | 性能 ・負圧が-19.6Pa（-2mmH ₂ O）以下であること。 ・送排風機の起動停止シーケンスが正常に動作すること。 ・排風機の風量が24,000m ³ /h以上であること。 ・負圧異常時に設定値の許容範囲内で警報が吹鳴すること。 | 維持すべき期間 第1種管理区域の解除まで | | 担当課長 施設管理課長 | |
| | | 保守フード（1基） | 付属棟内 ・種類：フード | 局所排気機能 | 性能 ・開口部の気流の面速が0.5m/sec以上であること。 | 維持すべき期間 第1種管理区域の解除まで | | 担当課長 施設管理課長 | |
| | | 液体廃棄物の廃棄設備 管理廃水処理設備（主棟） ・管理廃水受水槽（2基） ・反応槽（1基） ・管理廃水排水槽（2基） ・脱水機（1基） ・砂ろ過器（1基） | 主棟内 ・管理廃水受水槽，管理廃水排水槽 型式：地下式タンク ・反応槽 型式：たて型反応槽 ・脱水機 型式：遠心式 ・砂ろ過器 型式：砂ろ過器 | 管理廃水処理機能 | 性能 ・廃水400ℓ以上を24時間以内で処理する能力であること。 ・容量が約2m ³ /基(受水槽)及び約4m ³ /基(排水槽)であること。 ・管理廃水受水槽，反応槽，管理廃水排水槽，脱水機及び砂ろ過器からの漏えいがないこと。 ・管理廃水受水槽及び管理廃水排水槽の液面が異常高となった場合に警報が吹鳴すること。 | 維持すべき期間 液体廃棄物の廃棄対象となる施設の第1種管理区域の解除まで | | 担当課長 施設管理課長 | |
| | | 固体廃棄物の廃棄設備 | 使用済NaF貯蔵エリア（使用済NaF保管用パードケージ）（1式） | 付属棟内 ・型式：縦置きパードケージ | 臨界管理機能 | 性能 ・相互間距離が30cm以上であること。 | | 維持すべき期間 放射性廃棄物の廃棄終了まで | 担当課長 施設管理課長 |

| 変更前 | 変更後 | | | | | | 変更理由 | |
|-------------|---------------------------------|---|--|---|--|------------------------------|---|--------|
| <p>(新規)</p> | 第17表 性能維持施設（第68条関係）（3/4） | | | | | | <p>変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理を行う性能維持施設を明確にする。</p> | |
| | 設備名称等 | | 位置、構造等 | 維持すべき機能 | 性能 | 維持すべき期間 | | 担当課長 |
| | 放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 | 排気用モニター（α線ダストモニター） ・排気系1（主棟）（1台） ・排気系2（主棟）（1台） ・付属棟（1台） 排気用モニター（β（γ）線ダストモニター） ・排気系1（主棟）（1台） ・付属棟（1台） 排気用モニター（HFモニター） ・排気系1（主棟）（1台） ・付属棟（1台） エリア用モニター（HFモニター） ・排気系2（主棟）（1台） | 主棟内及び付属棟内 ・α線ダストモニター 種類：ZnS(Ag)シンチレーション 主棟内及び付属棟内 ・β（γ）線ダストモニター 種類：プラスチックシンチレーション 主棟内及び付属棟内 ・HFモニター 種類：イオン電極 | 排気中の放射性物質濃度測定機能 排気中の放射性物質濃度測定機能 排気中の放射性物質濃度測定機能 | ・計数効率が10%以上であること。 ・警報が警報設定値（誤差範囲内）で正常に動作すること。 ・計数効率が15%以上であること。 ・警報が警報設定値（誤差範囲内）で正常に動作すること。 ・検出範囲が0.1ppb～2ppbであること。 ・警報が警報設定値（誤差範囲内）で正常に動作すること。 | 気体廃棄物の廃棄対象となる施設の第1種管理区域の解除まで | | 安全管理課長 |
| | 屋外管理用の主要な設備 | 空間γ線測定装置 ・モニタリングポスト（2台） ・モニタリングステーション（1台） | 屋外 ・種類：NaI(Tl)シンチレーション | 放射線の測定機能 | ・γ線を照射し、監視端末に表示される指示値が、照射した基準線量率に対して±20%の許容範囲内であること。 ・警報が警報設定値（誤差範囲内）で正常に動作すること。 | 管理区域の解除まで | | |

| 変更前 | 変更後 | | | | | | 変更理由 | |
|---------------------------------|---------------------------------|---|--|---|---|-----------|---|--------|
| <p>(新規)</p> <p>その他加工施設の附属施設</p> | 第17表 性能維持施設（第68条関係）（4/4） | | | | | | <p>変更の理由 1 廃止措置段階への移行に伴い、施設管理を行う性能維持施設を明確にする。</p> | |
| | 設備名称等 | 位置、構造等 | 維持すべき機能 | 性能 | 維持すべき期間 | 担当課長 | | |
| | 非常用設備 | 非常用通報設備 (1式) | 主棟内、付属棟内、第2貯蔵庫内、第3貯蔵庫内及び非常用発電機棟内 ・機能：緊急時の一斉放送及び通話 | センター内の連絡機能 | ・非常時に通話及び放送ができること。 ・非常時にサイレンが吹鳴すること。 | 管理区域の解除まで | | 施設管理課長 |
| | | 無停電電源装置 (3台) | 主棟内 ・型式：CVCF インバータ型 | 外部電源喪失時の電源供給機能 | ・能力が 150KVA であること。 ・外部電源喪失時に負荷側に電源（交流出力電圧 105V ±1.6V、交流電流 0.412KA 以下）が供給できること。 | | | |
| | | 非常用発電機 (1台) | 非常用発電機棟内 ・型式：ガスタービン型 | 外部電源喪失時の電源供給機能 | ・能力が 1,500KVA であること。 ・外部電源喪失時に 40 秒以内に非常用発電機が起動できること。 ・外部電源喪失時に負荷側に電源（電圧 6,600V ±300V、周波数 60.0Hz ±1.0Hz）が供給できること。 | | | |
| | 自動火災報知設備 (1式) | 主棟内（中央操作室）、第2貯蔵庫内、第3貯蔵庫内及び非常用発電機棟内（共通棟コントロール室） ・受信機 型式：P型1級受信機 | 火災検知機能 | ・火災発生時に火災警報が吹鳴するとともに火災表示及び警戒区域の表示が点灯又は点滅すること。 ・消防法に基づく性能であること。 | | | | |
| | | 主棟内、付属棟内、第2貯蔵庫内、第3貯蔵庫内、廃棄物貯蔵庫内及び非常用発電機棟内 ・感知機（煙感知器、熱感知器） 型式：作動式スポット型、作動式分布型、光電式煙感知器 | 火災検知機能 | | | | | |

| 変更前 | | | 変更後 | | | 変更理由 |
|---------------------------------|------------------|-------------------------------|---|--------|---------------------------|---|
| 第18表 巡視を行う設備等 (第69条の6関係) | | | 第18表 巡視を行う設備等 (第71条関係) | | | |
| 巡視を行う設備等 | 担当課長 | 頻度 | 巡視を行う設備等 | 担当課長 | 頻度 | ・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り上げる。また、表記の見直しを図る。) ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削る。また、維持管理を継続する設備・機器において、保安上の措置が講じられ設備・機器を停止する場合は、当該設備・機器に変化が生じないため、当該設備・機器の停止時の巡視頻度を変更する。 |
| 1. 建物 <small>注1)</small> | 施設管理課長 | 1回以上/日 | 1. 建物 <small>注1)</small> | 施設管理課長 | 1回以上/日 <small>注3)</small> | |
| 2. DOP-1 カスケード設備 | 設備処理課長 | | (削る) | | | |
| 3. DOP-2 カスケード設備 | | | (削る) | | | |
| 4. DOP-1 UF ₆ 処理設備 | 施設管理課長 設備処理課長 | | (削る) | | | |
| 5. 滞留ウラン除去設備 | 設備処理課長 | | (削る) | | | |
| 6. 均質設備 | 施設管理課長 | | (削る) | | | |
| 7. ユーティリティ設備 | | | 2. ユーティリティ設備 | 施設管理課長 | | |
| 8. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用モニタ) | 安全管理課長 | | 3. 放射線管理設備 (排気用モニタ, エリア用HFモニタ (排気系2)) | 安全管理課長 | | |
| 9. 一般電源設備 | | | 4. 一般電源設備 | | | |
| 10. 非常用発電機 | | | 5. 非常用発電機 | | | |
| 11. 無停電電源設備 | 施設管理課長 | | 6. 無停電電源設備 | 施設管理課長 | | |
| 12. 低圧電源設備 | | | 7. 低圧電源設備 | | | |
| 13. 給排気設備 (局所排気設備を含む) | | | 8. 給排気設備 | | | |
| 14. 建物 <small>注2)</small> | | 9. 建物 <small>注2)</small> | | 1回以上/週 | | |
| 15. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む) | 施設管理課長 | 10. 第1貯蔵庫 (使用済NaF貯蔵エリアを含む) | 施設管理課長 | | | |
| 16. 第2貯蔵庫 | | 11. 第2貯蔵庫 | | | | |
| 17. 第3貯蔵庫 | | 12. 第3貯蔵庫 | | | | |
| 18. 管理廃水処理設備 | | 13. 管理廃水処理設備 | | | | |
| 19. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア | | 14. 廃棄物貯蔵庫, 放射性液体廃棄物保管エリア | | | | |
| 20. 分析設備 | | 処理技術開発課長 | | | (削る) | |

注1) 2～13の設備を有する建物
 注2) 15～20の設備を有する建物

注1) 2～8の設備を有する建物
 注2) 10～14の設備を有する建物
 注3) 設備・機器の停止時は除く。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | | | | | | 変更後 | | | | | | 変更理由 | | | |
|-----------------------------------|---|-------------------------|---------------------|-----------------|-------------------|---|--|---------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---|---------------------|-------------------|-------------------|
| 第19表 保安教育訓練実施方針（第84条関連） | | | | | | 第19表 保安教育訓練実施方針（第91条関連） | | | | | | ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更するとともに、表中の番号を繰り下げる。また、表記の見直しを図る。）。 ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置に関する事項を保安教育に追加する。 | | | |
| 区分 | 実施時期 注2) | 実施時間 | | | | 区分 | 実施時期 注2) | 実施時間 | | | | | | | |
| | | 放射線業務従事者 | | 放射線業務従事者以外の者 | 放射線業務従事者 | | | 放射線業務従事者以外の者 | | | | | | | |
| 保安教育訓練内容 | | 運転・保守に係る業務に従事する者 注1) | その他の者 | | | | 運転・保守に係る業務に従事する者 注1) | | その他の者 | | | | | | |
| (1) 関係法令、保安規定の遵守及び加工事業許可申請書に関すること | 原子炉等規制法等関係法令 保安規定 核燃料物質加工事業許可申請書 | 年1回 | 1時間以上 | 1時間以上 | 0.5時間以上 | (1) 関係法令、保安規定の遵守及び加工事業許可申請書並びに廃止措置計画認可申請書に関すること | 原子炉等規制法等関係法令 保安規定 廃止措置計画認可申請書 | 年1回 | 1時間以上 | 1時間以上 | 0.5時間以上 | 年1回 | 1時間以上 | 1時間以上 | 0.5時間以上 |
| | 変更時 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | | | | 変更時 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | | | | | | |
| (2) 施設の構造、性能及び操作に関すること | 施設・設備概要 主要系統の機能・性能 運転管理 保守管理 運転訓練 | 年1回 | 2時間以上 | 1時間以上 (概要のみ) | 0.5時間以上 (概要のみ) | (2) 施設の構造、性能に関すること | 施設、設備の概要 主要系統の機能・性能 運転管理 保守管理 運転訓練 | 年1回 | 1.5時間以上 | 0.5時間以上 (概要のみ) | 0.5時間以上 (概要のみ) | 年1回 | 1.5時間以上 | 0.5時間以上 (概要のみ) | 0.5時間以上 (概要のみ) |
| | | 変更時 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | | | | 変更時 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | | | | | |
| (新規) | | | | | | (新規) | | | | | | | | | |
| (3) 臨界に関すること | 臨界管理 | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | | (3) 廃止措置に関すること | 廃止措置の実施計画 | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | |
| (4) 放射線管理に関すること | 放射線防護 放射線管理 | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | | (4) 臨界に関すること | 臨界管理 | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | |
| (5) 核燃料物質等及び放射性廃棄物の取扱いに関すること | 核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理 | 年1回 | 1時間以上 | 0.5時間以上 | | (5) 放射線管理に関すること | 放射線防護 放射線管理 | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | |
| (6) 核燃料物質等及び放射性廃棄物の取扱いに関すること | 核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理 | 年1回 | 1時間以上 | 0.5時間以上 | | (6) 核燃料物質等及び放射性廃棄物の取扱いに関すること | 核燃料物質等の管理 放射性廃棄物の管理 | 年1回 | 1時間以上 | 0.5時間以上 | | 年1回 | 1時間以上 | 0.5時間以上 | |
| (7) 非常の場合に講ずべき処置に関すること（訓練を含む） | | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | (7) 非常の場合に講ずべき処置に関すること（訓練を含む） | | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 |
| (8) その他、加工施設に係る保安教育に關し必要な事項 | | 年1回 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | | (8) 品質マネジメントに関すること 注3) | | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | 年1回 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 | 0.5時間以上 |
| (8) その他、加工施設に係る保安教育に關し必要な事項 | | 事故事例発生時 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | | (9) その他、加工施設に係る保安教育に關し必要な事項 | | 事故事例発生時 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | | 年1回 | 0.5時間以上 (職務に応じて) | | |

ただし、役員については第84条第1項に基づくものとする。

注1) 加工施設の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者

注2) 新規配属者には配属時に実施

注3) 従業員等に対して適用

ただし、役員については第91条第1項に基づくものとする。

注1) 加工施設の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者

注2) 新規配属者には配属時に実施

注3) 従業員等に対して適用

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">第20表 緊急作業に係る教育訓練（第84条関係）</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;">第20表 緊急作業に係る教育訓練（第91条関係）</p> <p>(変更なし)</p> | <p>・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。</p> |

| 変更前 | | | 変更後 | | | 変更理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---|--|----------------------|------------------------|--|--|--------------------------------------|--------|--|--|------------------|--------|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 第21表 記録及び保存に係る項目(第86条関係) | | | 第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記録事項 | 保存期間 | 保存責任者 | 記録事項 | 保存期間 | 保存責任者 | 変更理由 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 加工施設の施設管理に係る記録 | (1) 使用前確認の結果 | 同一事項に関する次の確認のときまでの期間 | イ 使用前確認の結果 | 同一事項に関する次の確認のときまでの期間 | 施設管理課長 (削る) (削る) | | 変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表中の番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間 | | | | ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | | 施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間 | 安全管理課長 | 変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、核燃料物質をセンター外へ運搬する職位を施設管理課長に一本化する。 | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | 評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 | | | | | ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | | | | 評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 | | | | | | | | | | | |
| 2. 放射線管理記録 | (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 | 10年間 | イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 | 10年間 | 安全管理課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 | | | | | | ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 | 加工規則第7条第5項に定める期間 | | | | | | | | | ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 | 加工規則第7条第5項に定める期間 | 安全管理課長 | | | | | | | | | |
| | (4) 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 | | | | | | | | | | | | | | 三 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 | | | | | | | |
| | (5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 | | | |
| | (6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばく経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 変更前 | | | 変更後 | | | 変更理由 | |
|---|---|------------------|--|---|------------------|---|--|
| 第21表 記録及び保存に係る項目(第86条関係)(続き) | | | 第21表 記録及び保存に係る項目(第92条関係)(続き) | | | | |
| 記録事項 | 保存期間 | 保存責任者 | 記録事項 | 保存期間 | 保存責任者 | ・変更の理由5 記載の適正化を図る(条番号及び表中の番号を変更するとともに、表記の見直しを図る。) ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、解体する設備・機器を削るため、解体する設備・機器を所掌していた職位を削る。 ・変更の理由2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条に規定された記録事項等を明確にする。 | |
| 2. 放射線管理記録(続き) | (7) センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 | 1年間 | 施設管理課長 処理技術開発課長 | ト センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 | 1年間 | | 施設管理課長 (削る) |
| | (8) 廃棄施設に廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時, 場所及び方法 | 加工規則第7条第7項に定める期間 | 施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 | チ 廃棄施設に廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時, 場所及び方法 | 加工規則第7条第7項に定める期間 | | 施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 |
| | (9) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法 | | | リ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法 | | | |
| 3. 操作記録 | (新規) | 1年間 | 施設管理課長 設備処理課長 安全管理課長 | イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量 (該当なし) | 1年間 | | 施設管理課長 (削る) 安全管理課長 |
| | (1) 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度, 圧力及び流量の値 | | | ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度, 圧力及び流量の値 (該当なし) | | | |
| | (2) 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作開始及び操作停止の時刻 | | | ハ 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作開始及び操作停止の時刻 | | | |
| | (3) 警報装置から発せられた警報の内容 | | | ニ 警報装置から発せられた警報の内容 | | | |
| | (4) 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻 | | | ホ 第1表に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻 | | | |
| 4. 加工施設の事故記録 | (1) 事故の発生及び復旧の日時 | 加工規則第7条第7項に定める期間 | 施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 安全管理課長 | イ 事故の発生及び復旧の日時 | 加工規則第7条第7項に定める期間 | | 施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 安全管理課長 |
| | (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 | | | ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 | | | |
| | (3) 事故の原因 | | | ハ 事故の原因 | | | |
| | (4) 事故後の処置 | | | ニ 事故後の処置 | | | |
| 5. 気象記録 | (1) 風向及び風速 | 10年間 | 安全管理課長 | イ 風向及び風速 | 10年間 | | 安全管理課長 |
| | (2) 降雨量 | | | ロ 降雨量 | | | |
| | (3) 大気温度 | | | ハ 大気温度 | | | |
| 6. 保安教育の記録 | (1) 保安教育の実施計画 | 3年間 | 各課室長 | イ 保安教育の実施計画 | 3年間 | 各課室長 | |
| | (2) 保安教育の実施日時及び項目 | | | ロ 保安教育の実施日時及び項目 | | | |
| | (3) 保安教育を受けた者の氏名 | | | ハ 保安教育を受けた者の氏名 | | | |
| 7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く。) | 当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間 | | 安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長 | 当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間 | | 安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長 各課室長 | |

| 変更前 | | | 変更後 | | | 変更理由 | |
|------------------------------|------|-------|--|--|---|-------|--|
| 第21表 記録及び保存に係る項目（第86条関係）（続き） | | | 第21表 記録及び保存に係る項目（第92条関係）（続き） | | | | |
| 記録事項 | 保存期間 | 保存責任者 | 記録事項 | 保存期間 | 保存責任者 | | |
| (新規) | | | 8. 法律第22条の7の2第1項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果 (該当なし) | 加工規則第7条第7項に定める期間 | 二 | | ・変更の理由5 記載の適正化を図る（条番号を変更する。）。 ・変更の理由2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条に規定された記録事項等を明確にする。 |
| (新規) | | | 9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる加工施設の設備の名称 | 加工規則第7条第7項に定める期間 | 設備処理課長 | | |
| (新規) | | | 10. 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録 (該当なし) | イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録 (1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 (2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 (3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 (4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 (5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 (6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録 (1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件 (2) 放射能濃度の測定結果 (3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果 (4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果 (5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目 ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録 | センターから搬出された後10年間 | 一 | ・変更の理由1 廃止措置段階への移行に伴い、廃止措置に関する事項を追加する。 ・変更の理由2 核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の3及び第3条の11に規定された記録を追加する。 |
| (新規) | | | 11. その他の記録 | イ 使用前事業者検査の記録 ロ 定期事業者検査の記録 | 当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間 加工施設が廃棄された後5年経過するまでの間 | 被検査課長 | |

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定 新旧対照表

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|-----|---|---------------|
| | <p><u>附則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、改正後の第11表における眼の水晶体の線量限度の規定については、令和3年4月1日から施行する。</u></p> | <p>・附則の追加</p> |